

一般財団法人 産業経理協会
総務・法務部長会 9月度 例会

「独禁法の運用に関する近時の動向」

日時：2024年9月12日(金) 15:00～17:00

場所：産業経理協会ビル(神田淡路町)

桃尾・松尾・難波法律事務所
弁護士 向 宣明



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

1. 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の改定について(令和6年4月24日)
2. 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)(令和6年11月1日施行)について
3. 「企業取引研究会の開催について」(令和6年7月)
4. 「独占禁止法に関する相談事例集(令和5年度)」(令和6年6月13日)などを踏まえて
5. 「令和5年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例について」(令和6年7月5日)などを踏まえて
6. 「令和5年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」(令和6年5月28日)などを踏まえて
7. 「令和5年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引公正化に向けた取組」(令和6年6月5日)などを踏まえて



1. 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の改定について(令和6年4月24日)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/apr/240424_green.html



グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方

(令和5年3月策定・令和6年4月改定)

新たな技術等のイノベーションを失わせる競争制限的な行為を未然に防止するとともに、事業者等の取組に対する法適用及び執行に係る透明性及び事業者等の予見可能性を一層向上させることで、事業者等のグリーン社会の実現に向けた取組を後押しすることを目的として、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」を策定

基本的考え方

グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は基本的に独占禁止法上問題とならない場合が多い

グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は、多くの場合、事業者間の公正かつ自由な競争を制限するものではなく、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果を持つものであり、温室効果ガス削減等の利益を一般消費者にもたらすことが期待されるものでもある

事業者等の取組が、恒々の事業者の価格・数量、技術等を制限し、事業者間の公正かつ自由な競争を制限する効果のみを持つ場合、それが名目上はグリーン社会の実現に向けた事業者等の取組であったとしても、独占禁止法上問題となる

新たな技術等のイノベーションが失われたり、商品又は役務の価格の上昇や品質の低下が生じたりすることにより一般消費者の利益が損なわれることは問題

事業者等の取組に競争制限効果が見込まれつつ競争促進効果も見込まれる場合、当該取組の目的の合理性及び手段の相当性（より制限的でない他の代替手段があるか等）を勘案しつつ、当該取組から生じる競争制限効果と競争促進効果を総合的に考慮して、独占禁止法上問題となるか否か判断される

「独占禁止法上問題とならない行為」及び「独占禁止法上問題となる行為」等の想定例を示しつつ、考え方を説明

×「独占禁止法上問題となる行為」として挙げている想定例に該当するような行為についても、価格値上げ等の価格による競争制限効果の解消のほか、海外からの競争圧力の増加といった間接的な競争促進効果や市場の動向等の様々な追加的な検討要素も考えられるところ、これらについて事業者等からの説明がなされ、競争制限効果が解消されていること等が事実と認められる場合には、こうした事実を踏まえ、独占禁止法上問題ないと判断し得ることもある。

R6改定

本考え方の構成

(合計で84の想定例)

R6改定

第1 共同の取組

第2 取引先事業者の事業活動に対する制限・取引先の選択に係る行為

第3 優越的地位の濫用行為

第4 企業結合

第5 公正取引委員会への相談について

今後の対応

今後の市場や事業活動の変化、具体的な法執行や相談事例等を踏まえ、継続的に本考え方の見直しを行っていく
また、本考え方に照らしながら積極的に事業者等からの相談への対応を行っていく



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

2. 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」 (フリーランス・事業者間取引適正化等法) (令和5年法律第25号)

令和5年4月28日成立

同年5月12日公布

令和6年11月1日施行

【公取委「フリーランスの取引適正化に向けた公正取引委員会の取組」掲載資料参照 https://www.jftc.go.jp/flaw_limited.html】



背景

- 近年、働き方の多様化が進展し、フリーランスという働き方が普及。特に、デジタル社会の進展に伴う新しい働き方の普及（いわゆるギグワーカー、クラウドワーカー等）。
 - フリーランスを含む多様な働き方を、それぞれのニーズに応じて柔軟に選択できる環境を整備することが重要となっている。
 - 一方で、実態調査やフリーランス・トラブル110番などにおいて、フリーランスが取引先との関係で様々な問題・トラブルを経験していることが顕著になる。
- ＜参考＞
- ・ 実態調査（令和3年 内閣官房ほか）では、フリーランスの約4割が報酬不払い、支払遅延などのトラブルを経験。また、フリーランスの約4割が記載の不十分な発注書しか受け取っていないか、そもそも発注書を受領していない。
 - ・ フリーランス・トラブル110番では、報酬の支払いに関する相談が多く寄せられているほか、ハラスメントなど就業環境に関する相談も寄せられている。

問題の要因

- 一人の個人として業務委託を受けるフリーランスと、組織たる発注事業者との間には、交渉力や情報収集力の格差が生じやすいことがある。
 - 例えば、①従業員がいない受注事業者は時間等の制約から事業規模が小さく特定の発注事業者に依存することとなりやすい、②発注事業者の指定に沿った業務の完了まで報酬が支払われないことが多い、といった事情があり、発注事業者が報酬額等の取引条件を主導的立場で決定しやすくなる等の形で現れ得る。
- ⇒ 「個人」たる受注事業者は「組織」たる発注事業者から業務委託を受ける場合において、取引上、弱い立場に置かれやすい特性がある。

本法律での対応

- 事業者間の業務委託における「個人」と「組織」の間における交渉力や情報収集力の格差、それに伴う「個人」たる受注事業者の取引上の弱い立場に着目し、発注事業者とフリーランスの業務委託に係る取引全般に妥当する、業種横断的に共通する最低限の規律を設ける。
- それによって、フリーランスに係る①取引の適正化、②就業環境の整備を図る。



趣 旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

概 要

1. 対象となる当事者・取引の定義

- (1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。[第2条第1項]
 - (2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。[第2条第2項]
 - (3) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者から物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。[第2条第3項]
 - (4) 「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。[第2条第6項]
- ※ 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

2. 特定受託事業者に係る取引の適正化

- 特定業務委託事業者は、
- (1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。[第3条]
 - ※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。
 - (2) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。(再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内) [第4条]
 - (3) 特定受託事業者との業務委託（1か月以上のもの）に関し、①～⑦の行為をしてはならないものとし、⑧・⑨の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。[第5条]
- ① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
 - ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
 - ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
 - ④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
 - ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
 - ⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
 - ⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備

- 特定業務委託事業者は、
- (1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。[第12条]
 - (2) 特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託（6か月以上のもの）に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。[第13条]
 - (3) 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。[第14条]
 - (4) 業務委託（6か月以上のもの）を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。[第16条]

4. 違反した場合等の対応

- 公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。[第8条、第9条、第11条、第18～第20条、第22条]
- ※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。[第24条、第25条]

5. 国が行う相談対応等の取組

国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。[第21条]

施行期日 令和6年11月1日

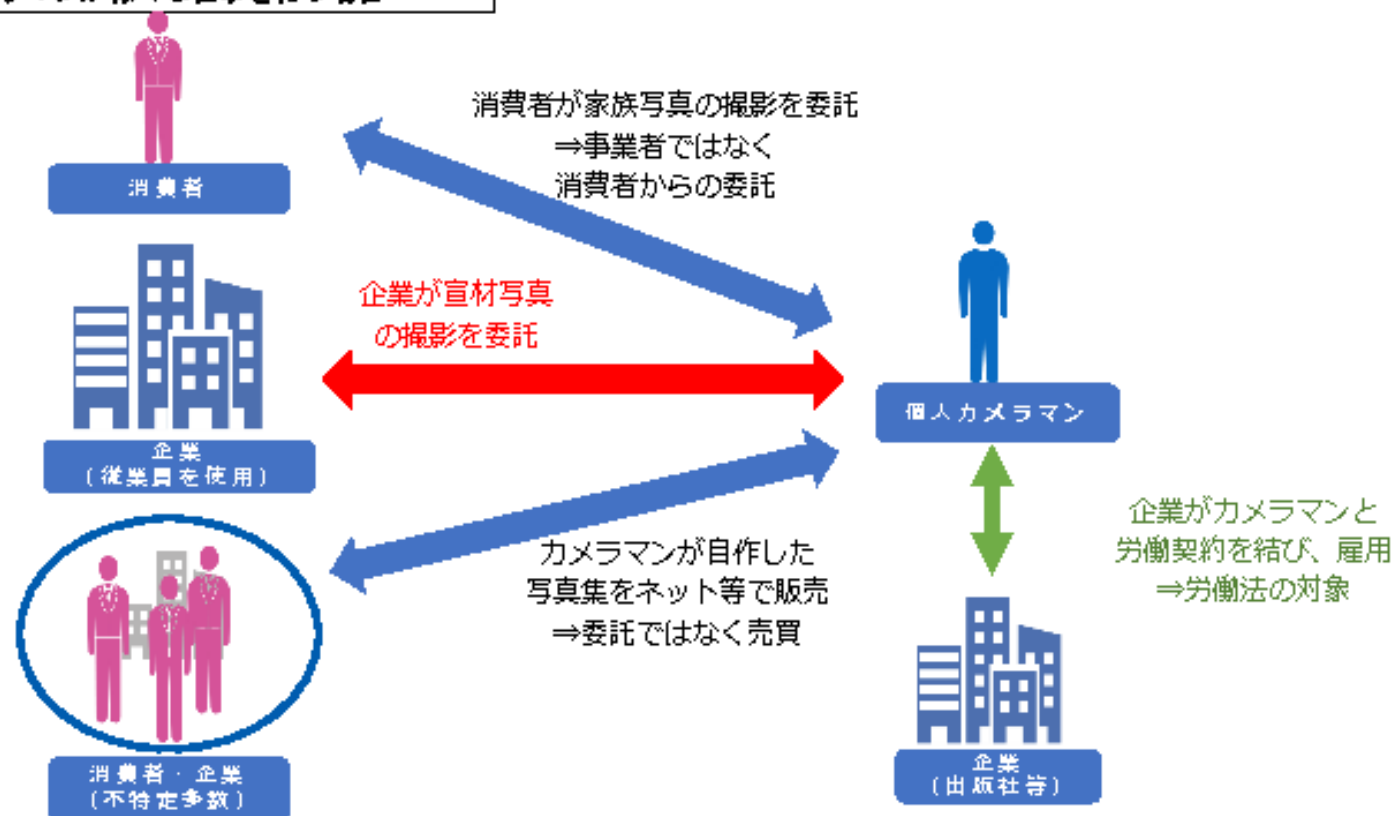


MOMO-O, MATSUO & NAMBA

本法律の対象①

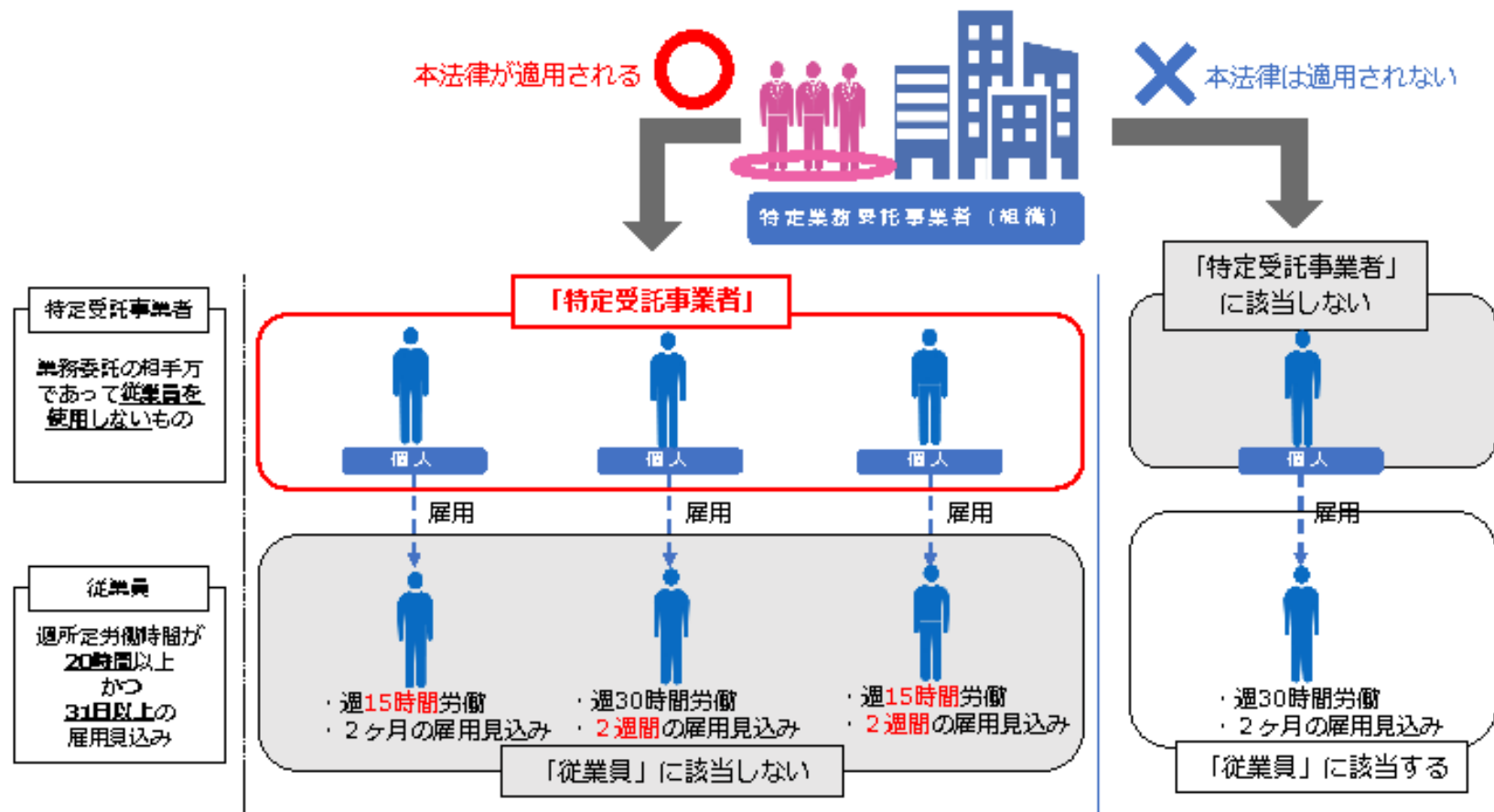
- 本法律は、（特定）業務委託事業者と特定受託事業者（※）との間の「業務委託」に係る取引に適用される。
 - 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者から物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託する行為をいい、委託とは、物品・情報成果物・役務の仕様・内容等を指定してその製造や作成・提供を依頼することをいう。
 - つまり、**事業者間（BtoB）における委託取引**が対象であり、下の図の**赤い矢印の取引**が本法律の対象となる。
- （※）特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「特定受託事業者」に該当する。

（図）一人のカメラマンが様々な仕事を行う場合



本法律の対象②

- 本法律は、**従業員を使用せず**一人の「個人」として業務委託を受ける特定受託事業者と、**従業員を使用して「組織」として業務委託をする特定業務委託事業者**との間の業務委託に係る取引に適用される。
- 「**従業員を使用**」とは、週所定労働時間が20時間以上かつ継続して31日以上の雇用が見込まれる労働者を雇用することをいう。



取引条件の明示義務（3条）

➤ 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により明示しなければならない。（3条1項）

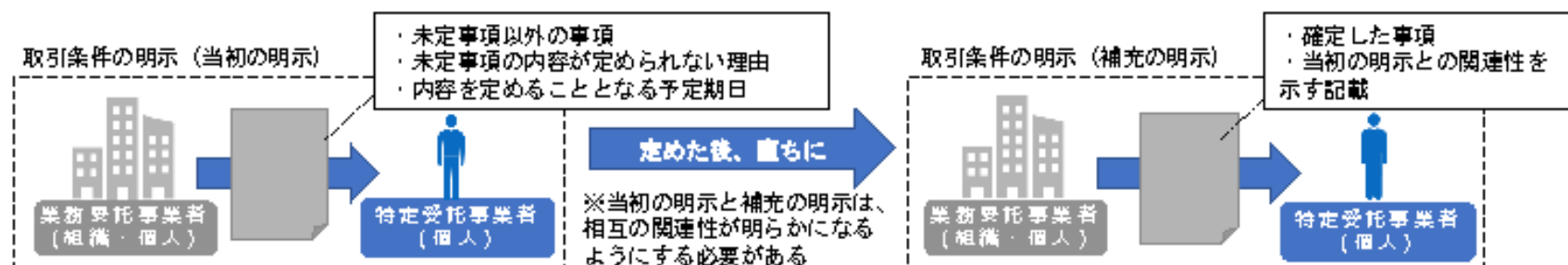
＜明示すべき事項＞

- ①業務委託事業者及び特定受託事業者の商号、氏名若しくは名称又は事業者別に付された番号、記号その他の符号であって業務委託事業者及び特定受託事業者を識別できるもの
- ②業務委託をした日
- ③特定受託事業者の給付（提供される役務）の内容
- ④特定受託事業者の給付を受領し、又は役務の提供を受ける期日等
- ⑤特定受託事業者の給付を受領し、又は役務の提供を受ける場所
- ⑥特定受託事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
- ⑦報酬の額
- ⑧支払期日
- ⑨現金以外の方法で報酬を支払う場合の明示事項

➤ これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しない。この場合に、業務委託事業者は、未定事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により明示しなければならない。（3条1項ただし書）

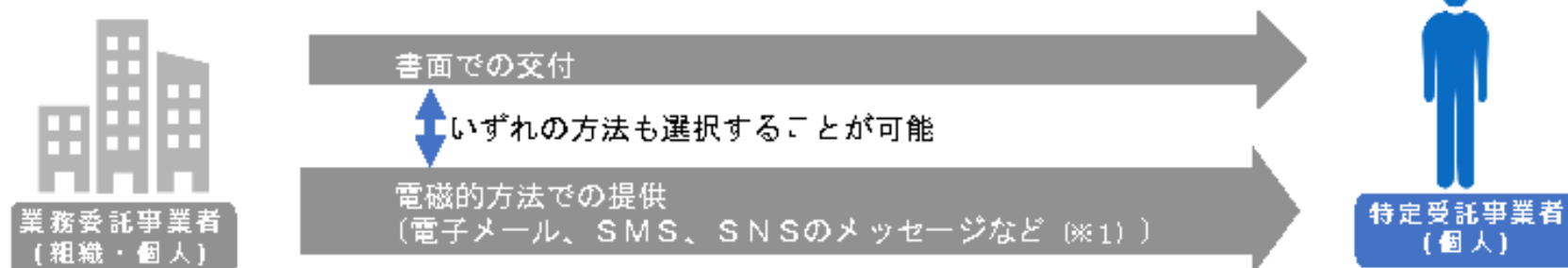
＜「直ちに」の例外：未定事項がある場合の対応＞

取引条件を明示する時点で未定事項がある場合には、未定事項以外の事項のほか、**未定事項の内容が定められない理由及び未定事項の内容を定めることとなる予定期日**を当初の明示として明示し、**定めた後は、直ちに、当該未定事項を特定受託事業者**に明示する**補充の明示**を行わなければならない。



- 業務委託事業者が取引条件を電磁的方法により明示した場合、特定受託事業者から書面の交付を求められたときは、遅滞なく、書面を交付しなければならない。（3条2項）
- 特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合は、この限りではない。（3条2項ただし書）

＜明示の方法＞



(※1) 許容される電磁的方法は、以下のとおり。

- ① 電子メールその他のその受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信により送信する方法
(例：電子メール、SMS、SNSのメッセージ機能等のうち、送信者が受信者を特定して送信することのできるもの)
- ② 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに明示事項を記録したものを交付する方法
(例：電子ファイルのデータを保存したUSBメモリやCD-R等を特定受託事業者に交付すること)

＜特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合＞

- (ア) 特定受託事業者からの電磁的方法による提供の求めに応じて、明示をした場合
- (イ) 業務委託事業者により作成された定型約款を内容とする業務委託がインターネットのみを利用する方法により締結された契約に係るものであるとともに、当該定型約款がインターネットを利用して特定受託事業者が閲覧することができる状態に置かれている場合
- (ウ) 既に書面の交付をしている場合

(※2) 明示事項が上記(ア)又は(イ)に該当する場合において、電子メール等により送信する方法により明示された後に、特定受託事業者がその責めに帰すべき事由がないのに閲覧ができなくなったときを除く。

期日における報酬支払義務（4条）

- 特定業務委託事業者は、検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、報酬の支払期日を定めてそれまでに支払わなければならない。（4条1項・5項）
- 支払期日を定めなかった場合などには、次のように支払期日が法定される。（4条2項）
 - ①当事者間で支払期日を定めなかったとき ⇒ **物品等を実際に受領した日**
 - ②物品等を受領した日から起算して60日を超えて定めたとき ⇒ **受領した日から起算して60日を経過した日の前日**



- **（再委託の例外）**ただし、元委託者から受けた業務の全部又は一部を、特定業務委託事業者が特定受託事業者に再委託をし、かつ、①再委託である旨、②元委託者の商号、氏名若しくは名称又は事業者別に付された番号、記号その他の符号であって元委託者を識別できるもの及び③元委託業務の対価の支払期日を明示した場合、再委託に係る報酬の支払期日は、**元委託支払期日から起算して30日以内のできる限り短い期間内**で定めることができる。（4条3項）
- 再委託の例外で認められる支払期日を定めている場合には、元委託者から前払金の支払を受けた特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対して、資材の調達その他の業務委託に係る業務の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。（4条6項）

（再委託の例外）



（※）実際に元委託者から支払われた日ではなく、元委託者と特定業務委託事業者との間で定められた支払の予定期日

- 特定受託事業者との1か月以上の業務委託に関し、以下①～⑤の行為（1項1～5号）をしてはならない。
 (※) 契約の更新により1か月以上の期間継続して行うこととなる業務委託も含む。



特定業務委託事業者
（組織）

業務委託



特定受託事業者
（個人）

①受領拒否

特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく給付の受領を拒むこと（1項1号）

②報酬の減額

特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく業務委託時に定めた報酬の額を減ずること（1項2号）

③返品

特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく、給付を受領した後、その給付に係る物を引き取らせること（1項3号）

④買いたたき

特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比べて著しく低い報酬の額を不当に定めること（1項4号）

⑤購入・利用強制

特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること（1項5号）

減額についてあらかじめ合意があったとしても、特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく減じた場合は違反となる。

以下のような要素を総合考慮

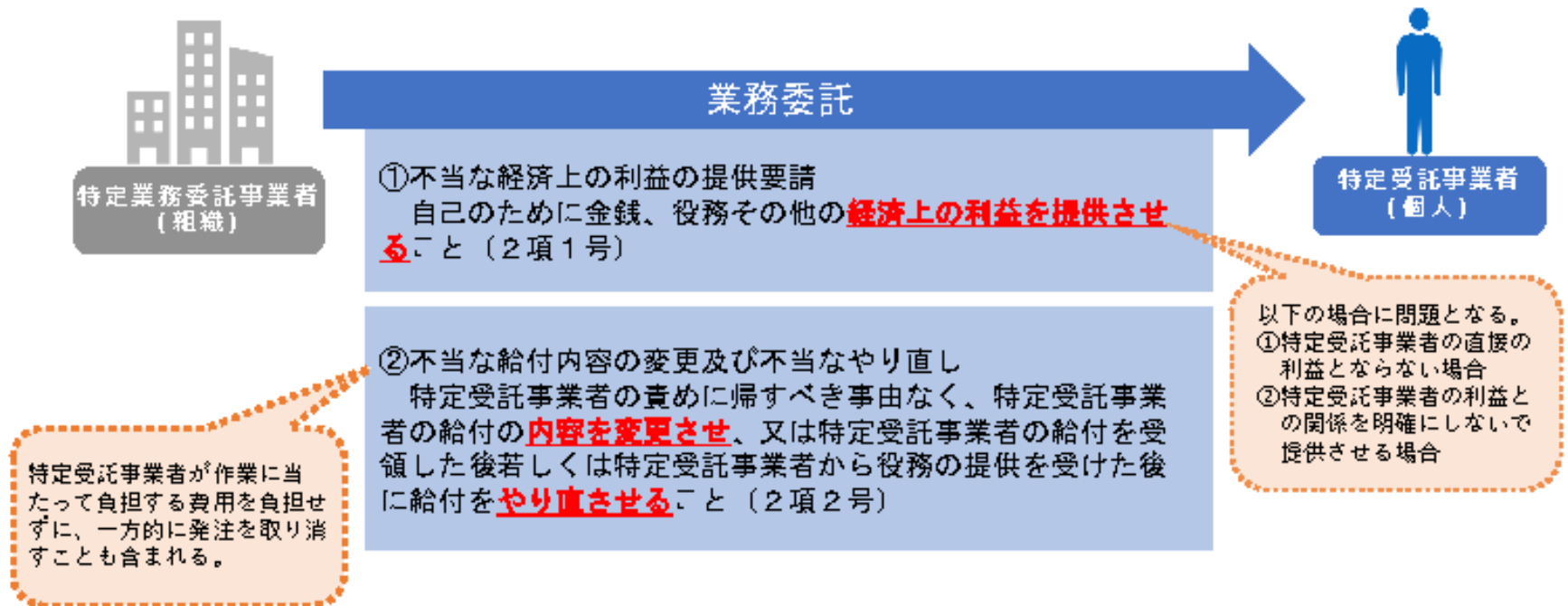
- ①対価の決定方法
- ②差別的であるかなど対価の決定内容
- ③「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況
- ④給付に必要な原材料等の価格動向

発注者の一方的都合により発注取消しをして受け取らないことも、受領拒否にあたる。

検査の有無を問わず、事実上、特定業務委託事業者の支配下に置けば、受領に該当し、以降は「返品」等の問題となる。（5条1項3号、2項2号）

- 特定受託事業者との1か月以上の業務委託に関し、以下①～②の行為（2項1～2号）によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。

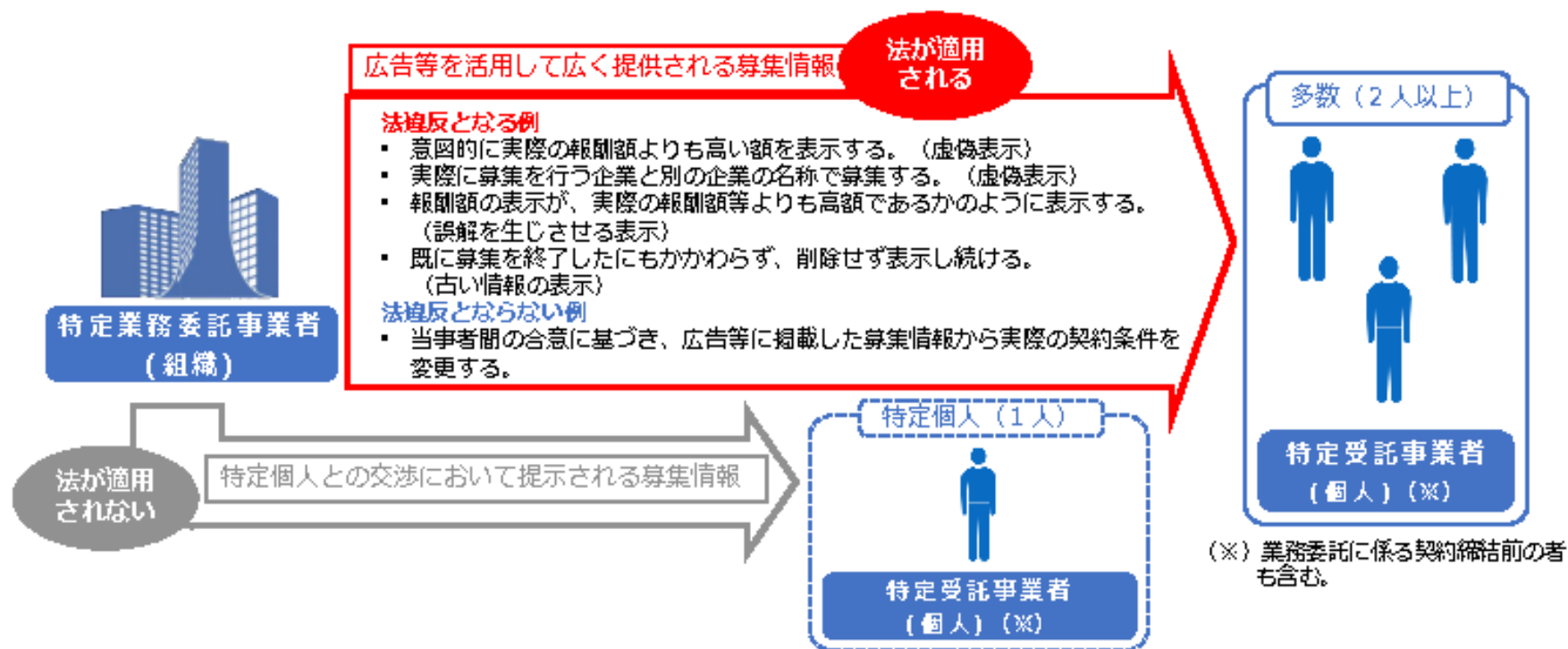
（※）契約の更新により1か月以上の期間継続して行うこととなる業務委託も含む。



- 特定業務委託事業者は、**広告等（※1）により特定受託事業者の募集を行うときは、その情報（※2）について、**
- ・ **虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならず、**（12条1項）
 - ・ **正確かつ最新の内容に保たなければならない。**（12条2項）

（※1） 具体的には、①新聞、雑誌に掲載する広告、②文書の掲出・頒布、③書面の交付、④ファックス、⑤電子メール・メッセージアプリ等（メッセージ機能があるSNSを含む。）、⑥放送、有線放送等（テレビ、ラジオ、オンデマンド放送、ホームページ、クラウドソーシングサービスのプラットフォーム等）。

（※2） 具体的には、①業務の内容、②業務に従事する場所・期間・時間に関する事項、③報酬に関する事項、④契約の解除・不更新に関する事項、⑤特定受託事業者の募集を行う者に関する事項。



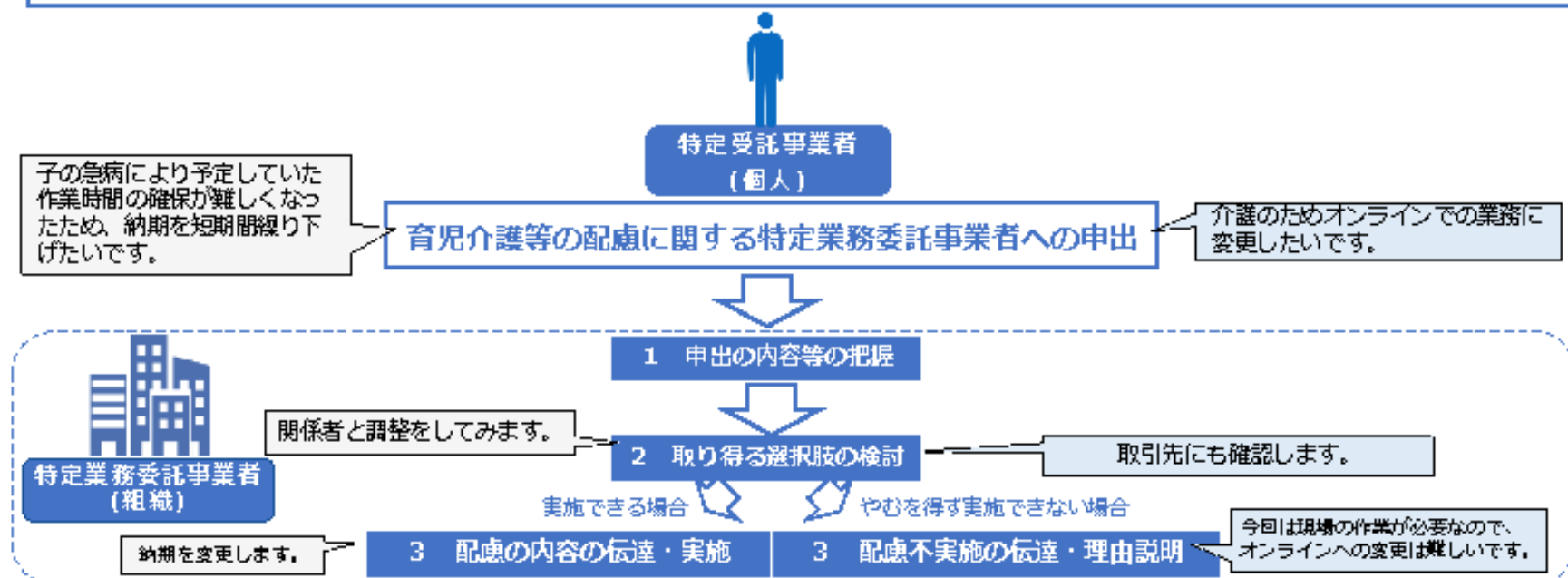
➤ 特定業務委託事業者は、**6か月以上の業務委託（※1）について、特定受託事業者からの申出に応じて、特定受託事業者が育児介護等と業務を両立できるよう、必要な配慮をしなければならない。**（13条1項）（※2、3）

➤ 特定業務委託事業者は、**6か月未満の業務委託について、特定受託事業者からの申出に応じて、特定受託事業者が育児介護等と業務を両立できるよう、必要な配慮をするよう努めなければならない。**（13条2項）

（※1）契約の更新により6か月以上の期間継続して行うこととなる業務委託も含む。

（※2）特定業務委託事業者は、特定受託事業者からの申出の内容を把握した上で、配慮の内容を検討し、実施しなければならない。
検討の結果、配慮をやむを得ず実施できない場合は、特定受託事業者に対し、実施できない理由を説明する必要がある。

（※3）①特定受託事業者からの申出を拒否すること、②特定受託事業者が申出をしたこと又は配慮を受けたことのみを理由に契約の解除その他の不利益な取扱いを行うことは、「特定業務委託事業者による望ましくない取扱い」に該当する。



※なお、この配慮義務は、特定業務委託事業者に対して、特定受託事業者の申出に応じて、対応を講じることとを求めるものであり、取引を行う全ての特定受託事業者の育児介護等の事由を予め把握して配慮することまでを求めるものではないことに留意が必要。

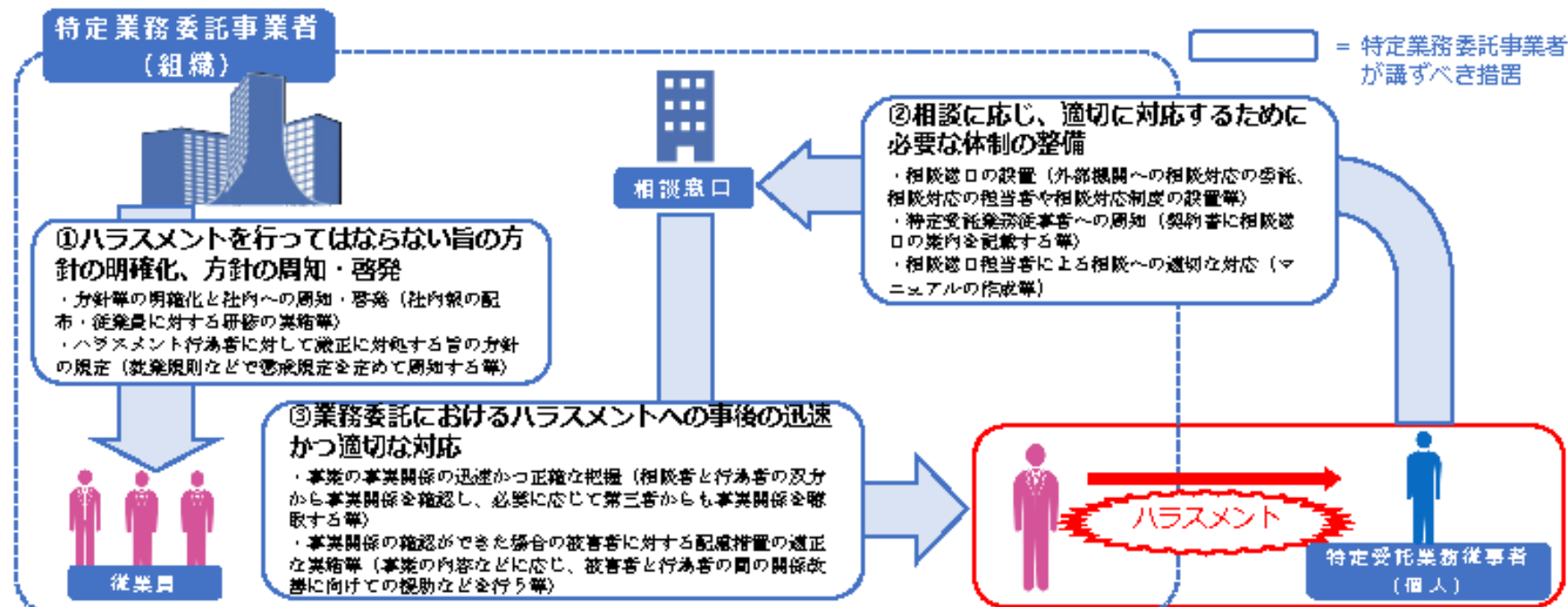
ハラスメント対策に係る体制整備義務（14条）

➤ 特定業務委託事業者は、ハラスメント行為（※1）により特定受託業務従事者の就業環境を害することのないよう **相談対応のための体制整備その他の必要な措置（※2）を講じなければならない。**（14条1項）

➤ 特定業務委託事業者は、**特定受託業務従事者がハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由として不利益な取扱いをしてはならない。**（14条2項）

（※1）業務委託におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、パワーハラスメント

（※2）特定業務委託事業者は下図の①～③の措置を講ずる必要がある。



※上図の①～③の対応にあたり、特定業務委託事業者が、雇用主として労働法に基づき講じている職場のハラスメント対策と同様であり、労働法に基づき整備した社内体制やツールを活用することも可能。

※①～③と併せ、(1)相談者・行為者などのプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、雇用する従業員や特定受託業務従事者に周知することや、(2)特定受託業務従事者が相談をしたこと・労働局などに対して申出をして適当な措置を求めたこと等を理由に契約の解除等の不利益な取扱いをされない旨を定め、特定受託業務従事者に周知・啓発することを実施する必要がある。

- 特定業務委託事業者は、**6か月以上の期間行う業務委託（※1）に係る契約を中途解除したり、更新しない場合には、特定受託事業者に対し少なくとも30日前までにその旨を予告をしなければならない。**（16条1項）（※2、3）
- 予告の日から契約満了までの間に、**特定受託事業者が契約の中途解除や不更新の理由の開示を請求した場合には、特定業務委託事業者は、これを開示しなければならない。**（16条2項）（※4）

（※1） 契約の更新により6か月以上の期間継続して行うこととなる業務委託も含む。

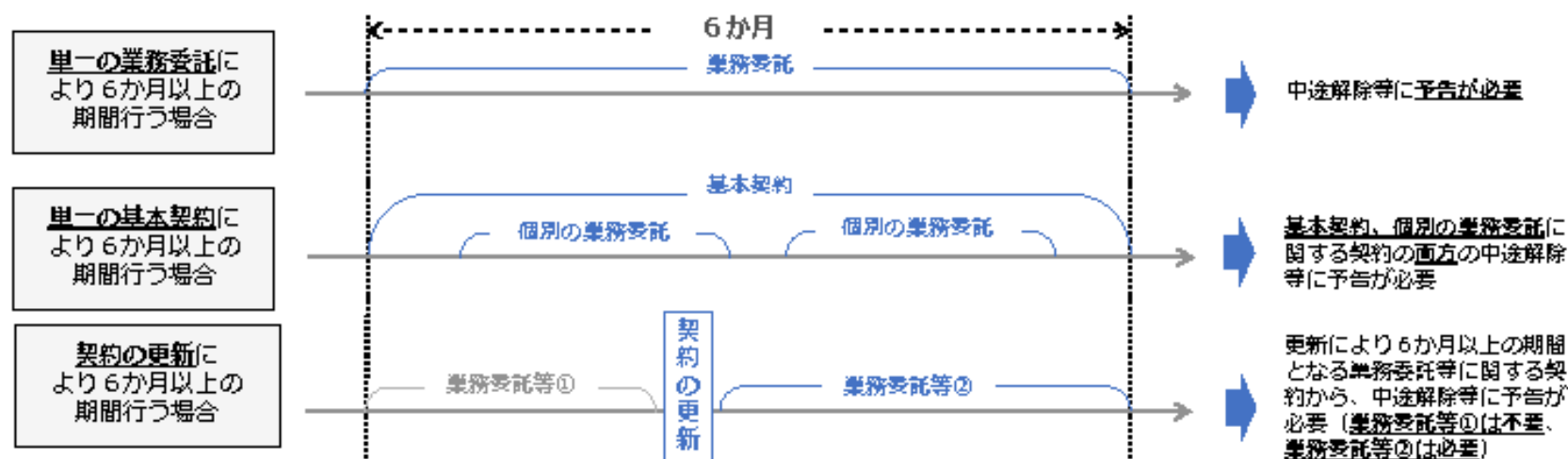
（※2） 次の①～⑤の例外事由に該当する場合は、予告は不要となる。

①災害などのやむを得ない事由により予告が困難な場合、②特定受託事業者に再委託をした場合で、上流の事業者の契約解除などにより直ちに解除せざるを得ない場合、③業務委託の期間が30日以下など短期間である場合、④基本契約を締結している場合で、特定受託事業者の事情で相当な期間、個別契約が締結されていない場合、⑤特定受託事業者の責めに帰すべき事由がある場合

（※3） 契約の不更新とは、不更新をしようとする意思をもって当該状態になった場合をいい、例えば①切れ目なく契約の更新がなされている又はなされることが想定される場合であって、当該契約を更新しない場合や、②断続的な業務委託であって、特定業務委託事業者が特定受託事業者との取引を停止するなど次の契約申込みを行わない場合が該当する。一方、例えば③業務委託の性質上一回限りであることが明らかである場合や、④断続的な業務委託であって、特定業務委託事業者が次の契約申込みを行うことができるかが明らかでない場合には、契約の不更新には該当しない。

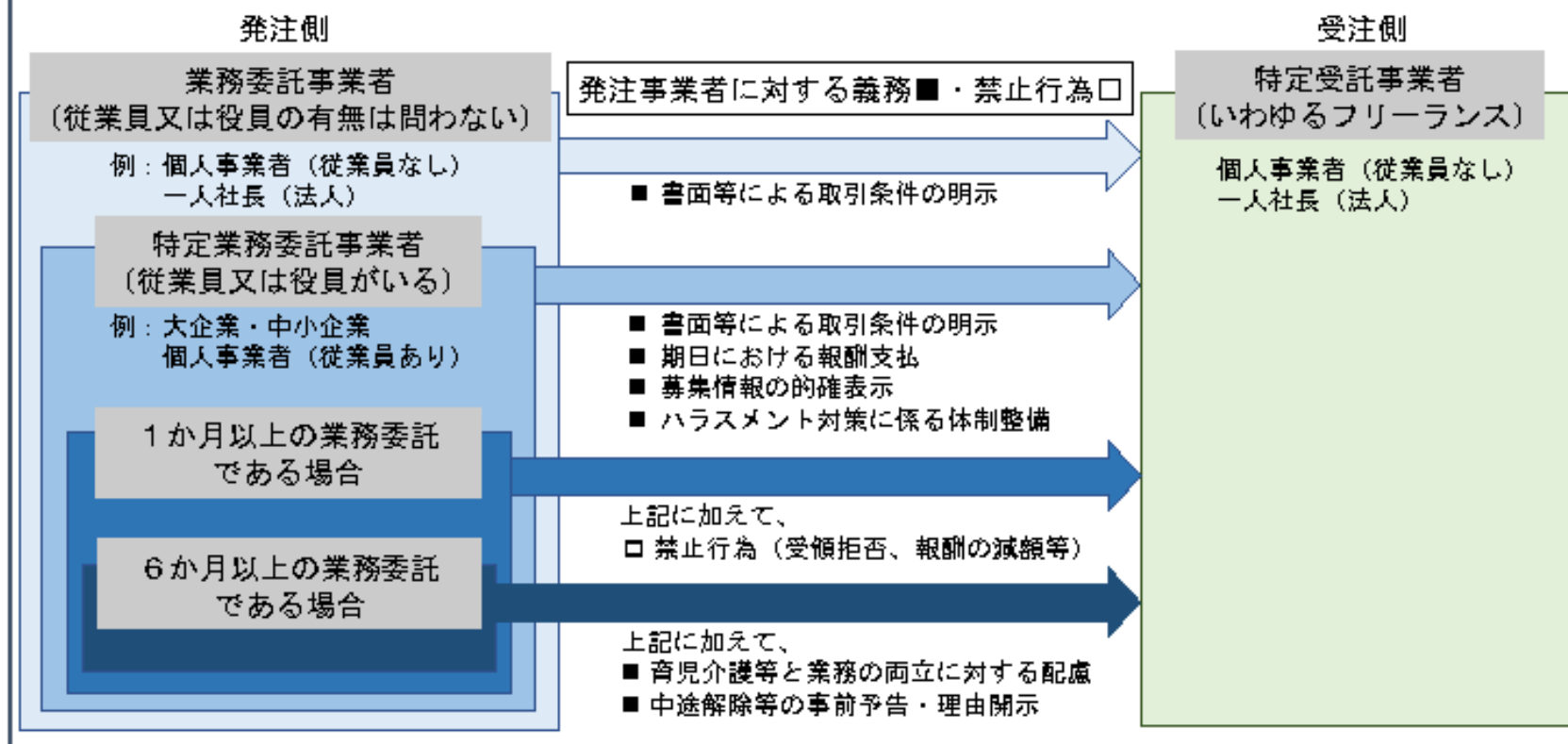
（※4） ①第三者の利益を害するおそれがある場合又は②他の法令に違反することとなる場合には、理由の開示は不要となる。また、事前予告の例外事由に該当する場合も理由開示の請求対象にはならない。

（※5） 事前予告や理由開示は、①書面の交付、②ファクシミリ、③電子メール等のいずれかの方法で行う必要がある。



- 取引条件の明示は当事者の認識の相違を減らしてトラブルの未然防止に資し、発注事業者と受注事業者双方に利益があることから、個人に業務委託をする者には、従業員の有無を問わず、**業務委託事業者**に対して取引条件の明示の義務を課している。
 - 個人たる受注事業者（従業員なし）と組織たる発注事業者（従業員あり）の間で交渉力・情報収集力の格差があり、「個人」たる受注事業者が取引上の弱い立場にあることを踏まえ、**特定業務委託事業者**（従業員あり）に対して**期日における報酬支払、募集情報の的確表示、ハラスメント対策の義務**を課している。
 - 加えて、**一定の期間以上の業務委託である場合**（※）は、特定受託事業者は発注事業者との間で一定の経済的依存・従属関係が生じていること等から、**受領拒否等の禁止、育児介護等の配慮、中途解除等の予告・理由開示の義務**を課している。
- （※）契約の更新により一定の期間以上の期間継続して行うこととなる業務委託も含む。

事業者間の取引（業務委託）



一定期間以上の業務委託契約についての考え方（5条、13条・16条）

➤ 報酬の減額等の禁止行為（5条）は「1か月以上」、育児介護等と業務の両立に対する配慮（13条）と中途解除の事前予告等（16条）は「6か月以上」の期間の業務委託をする場合が対象となる。

■ 業務委託の期間の始期と終期

ケース	始期	終期
単一の業務委託の場合	業務委託に係る契約を締結した日から ※具体的には、3条に基づき明示する 「業務委託をした日」	業務委託に係る契約が終了する日まで ※具体的には、 ① 3条に基づき明示する「給付受領予定日」 ② 業務委託に係る契約の終了日 のうち最も遅い日
単一の基本契約（※）を締結している場合	基本契約を締結した日から	基本契約が終了する日まで
契約の更新により継続して行う場合	最初の業務委託等の始期から	最後の業務委託等の終期まで

（※）基本契約とは、業務委託に係る給付に関する基本的な事項についての契約を指す。名称は問わず、契約書の形式である必要はない。

取 取引適正化関係（5条） 就 就業環境の整備関係（13条、16条） ↓ 法適用の開始



令和6年5月31日
公正取引委員会

1 本考え方の趣旨

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和5年法律第25号。以下「本法」という。)は、我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずることにより、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として制定されたものである(令和6年1月1日施行)。

公正取引委員会は、厚生労働省と連名で、本法の解釈の明確化を図るため、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」(令和6年5月31日)を策定しているところであるが、本法の特定受託事業者に係る取引の適正化に関する法運用の透明性を確保するため、本法と私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)及び下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。)との適用関係等を本考え方で示すこととした。

2 本法と独占禁止法との関係

本法と独占禁止法のいずれにも違反する行為については、原則として本法を優先して適用し、本法第8条に基づく勧告の対象となった行為と同一の行為について、重ねて独占禁止法第20条の規定(排除措置命令)及び同法第20条の6の規定(課徴金納付命令)を適用することはない。

3 本法と下請法との関係

本法と下請法のいずれにも違反する行為については、原則として本法を優先して適用し、本法第8条に基づく勧告の対象となった行為について、重ねて下請法第7条に基づき勧告することはない。ただし、本法と下請法のいずれにも違反する行為を行っている事業者が下請法のみには違反する行為も行っている場合において、当該事業者のこれらの行為の全体について下請法を適用するこ

とが適当であると公正取引委員会が考えるときには、本法と下請法のいずれにも違反する行為についても下請法第7条に基づき勧告することができる。

4 本法違反行為を自発的に申し出た業務委託事業者の取扱いについて

公正取引委員会は、業務委託事業者(特定業務委託事業者を含む。以下同じ。)が本法に違反したと認めるときは、当該業務委託事業者に対して、本法第8条の規定に基づき、特定受託事業者が受けた不利益を回復するために必要な措置を講ずべきことなどを勧告することができる。

公正取引委員会は、業務委託事業者の自発的な改善措置が、特定受託事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、本法第8条に基づく勧告の対象となる違反行為に関する自発的な申出が業務委託事業者からなされ、かつ、当該業務委託事業者について、以下のような事由が認められた場合には、業務委託事業者の法令遵守を促す観点から当該違反行為について勧告するまでの必要はないものとする。

- (1) 公正取引委員会が当該違反行為に係る調査に着手する前に、当該違反行為を自発的に申し出ている。
- (2) 当該違反行為を既に取りやめている。
- (3) 当該違反行為によって特定受託事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置を既に講じている。
- (4) 当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講ずることとしている。
- (5) 当該違反行為について公正取引委員会が行う調査及び指導に全面的に協力している。

以上

3. 企業取引研究会の開催について

【公取委「企業取引研究会」関連資料等参照

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/kigyoutorihiki/index.html>】



「令和6年4月公表「公正取引委員会の最近の活動状況」より

厳正な法執行 「エンフォースメント」

● 違反事件審査

- ・独禁法違反行為に対する機動的かつ効果的な法執行
- ・下請法違反行為に対する簡易・迅速な処理

● 企業結合審査

- ・ビジネスの実態に即した迅速かつ的確な企業結合審査

競争環境の整備 「アドボカシー（競争唱導）」

● 実態調査

● 規制改革・取引慣行の改善に関する提言

● ガイドライン等の策定

- ・法運用の透明性・予見可能性の向上による違反行為の未然防止
- ・企業のコンプライアンスの向上

● 効果的な広報 等

「デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて」より

アドボカシーとエンフォースメントの連携の促進

実態調査を通じて得られた情報・知見の活用

- ・調査票等に申告窓口を明記し、独禁法に違反するおそれのある具体的な事実に係る情報提供の呼びかけ
- ・実態調査で収集した情報を法執行部門で活用する可能性がある場合には、その旨を調査票等に明記する。記載がなくとも、情報提供が行われた場合には、法執行部門での活用について了承を得る

- ・実態調査での取組を通じて提供される 情報を積極的に活用するなど、実態調査からシームレスに個別のエンフォースメントにつなげる
- ・実態調査において得られたデジタル市場等に関する最新の知見や分析結果のエンフォースメントでの活用

エンフォースメント発動可能性によるアドボカシーの実効性強化

- 公正取引委員会は、令和4年3月30日、転嫁円滑化施策パッケージ（令和3年12月27日）の内容も踏まえ、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、**独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の実施や事業者団体への自主点検の要請など、従来にない規模の取組を進めてきた。**
- 公正取引委員会は、令和5年3月1日、令和4年に実施した緊急調査や自主点検の結果等を踏まえ、新たに「**令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン**」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、**取引の公正化の更なる推進を図っていくこととした。**
- 公正取引委員会は、引き続き、**価格転嫁円滑化スキームに基づき、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せられる情報も活用しつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法又は下請法に違反する事案については、より積極的かつ厳正に対処していく。**

①独占禁止法の執行強化

1 転嫁円滑化に向けた更なる調査

- ・緊急調査（22業種11万名）を上回る規模の業種及び発送数の書面調査の実施（コスト構造において労務費の占める割合が高い業種向けの対応強化。調査対象期間：令和4年6月1日～令和5年5月31日）

【令和5年6月目途】

- ・緊急調査において、①注意喚起文書を送付した発注者や②多数の取引先に対して協議を経ない取引価格の据え置き等が認められた発注者については、その後の価格転嫁の取組状況確認（フォローアップ）立入調査の実施、注意喚起文書の送付など必要な対応
- ・調査結果の取りまとめ【令和5年内目途】

2 荷主と物流事業者との取引に関する調査

- ・書面調査の実施、前回調査を大幅に上回る規模の立入調査の実施、注意喚起文書の送付
- ・調査結果の取りまとめ【令和5年5月目途】

②下請法の執行強化等

1 重点的な立入調査

- ・下請法違反被疑事件の処理状況等を踏まえ、令和5年度の重点立入業種を選定【令和5年5月目途】
- ・重点的な立入調査の実施【継続実施】

2 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組

- ・再発防止が不十分な事業者に対する取締役会決議を経た上での改善報告書の提出要請【継続実施】

3 法違反等が多く認められる業種における取引適正化に向けた取組強化の把握

- ・関係省庁とも連携し、事業者団体等が実施した取引適正化に向けた取組強化内容について必要なフォローアップ【令和5年内目途】

③独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底

1 法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方の周知

- ・円滑な価格転嫁に向けた要請【継続実施】
- ・経済団体等への働きかけ【継続実施】
- ・ウェブサイト等を通じた周知【継続実施】

2 相談対応及び情報収集の実施

- ・「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」の運用等【継続実施】

（不当な下請取引）ゼロゼロ 110番

電話番号 0120-060-110

【受付時間】10:00-17:00（土日祝日・年末年始を除く。）

- ・中小事業者等が匿名で情報提供できる「違反行為情報提供フォーム」の運用【継続実施】

※協議を経ない取引価格の据え置き等（下記の独占禁止法Q & Aの1及び2に該当する行為）

◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q & A Q20（抜粋）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要

※「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」においても、同様に、上記1及び2の行為が買いたたきに該当するおそれがあると記載している。



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

下請法4条1項5号「下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し**通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。**」

5 買ったたき

(1)「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価(以下「通常の対価」という。)をいう。ただし、通常の対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、次の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱う。

ア 従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い下請代金の額

イ 当該給付に係る主なコスト(労務費、原材料価格、エネルギーコスト等)の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた下請代金の額

(2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったたきに該当するおそれがある。

ア(略)

イ 量産期間が終了し、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めること。

ウ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

エ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

オ、カ、キ、ク、ケ(略)



特別調査の概要

【第1回書面調査】(対象事業者数 110,000名)

受注者・発注者の双方での立場での回答を求める調査

【第2回書面調査】(対象事業者数 3,064名)

第1回書面調査で受注者から名前の挙がった発注者等に対する調査

【令和4年緊急調査における注意喚起対象4,030名に対するフォローアップ調査】

注意喚起対象4,030名について価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査

【事業者名公表13名に対するフォローアップ調査】

令和4年緊急調査において事業者名公表の対象となった13名の事業者について、価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査

書面調査の結果を踏まえた立入調査
(349件実施)

独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた**発注者8,175名**
に対し注意喚起文書を送付

＜調査結果＞

- ✓発注者8,175社に対し注意喚起文書を送付
- ✓送付件数の回答者数に占める割合は、令和4年の調査と比較して4.1ポイント減少
- ✓価格転嫁円滑化の状況については一定程度進展

●調査結果を踏まえた事業者名の公表

令和6年3月15日、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された**事業者10名**について、独占禁止法第43条の規定に基づき、**その事業者名を公表**

明らかとなった課題

- 独占禁止法Q&Aに関し、受注者からの価格転嫁の要請の有無にかかわらず、価格転嫁の必要性について価格交渉の場において明示的に協議を行う必要があることが、発注者に十分に認識されていない。
- 原材料価格やエネルギーコストと比べ、労務費の転嫁が進んでいない。
- サプライチェーンの取引段階を遡るほど価格転嫁が滞っており、また、特にサービス業において価格転嫁が円滑に進んでいない。
- 多重下請構造が存在する特定のサプライチェーンにおいて、価格転嫁が円滑に進んでいない。



事業者名の公表について

- ・発注者に価格転嫁に向けた積極的な協議を促し、また、受注者にとっての協議を求める機会の拡大につながる有益な情報であること等を踏まえ、事業者名を公表。当該事業者名の公表は、独禁法又は下請法に違反すること又はそのおそれを認定したものではない。なお、公表に当たって、公取委は、あらかじめ、対象事業者に対し、意見を述べる機会を付与した。
- ・公表された10名は、調査の結果、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された。また、社内全体に対して価格転嫁を進めるための方針を示していたものの、受注者との窓口となる各担当者への浸透が不十分だった事例等が確認された。

R4年調査の際の事業者名公表13名に対するフォローアップ調査の結果

- 事業者名公表13名は、進捗の程度に差はあるものの、いずれも、フォローアップ調査の期間中における価格転嫁円滑化の取組により、全体としては価格転嫁円滑化を相当程度進めていた。
- ✓ 事業者名公表13名は、いずれも、事業者名公表等を契機として、令和5年1月頃以降、順次、受注者に対し、文書、メール、面談等の方法により、「コスト上昇による価格転嫁の要望があれば価格交渉に応じるので申し出るように」などといった呼び掛けを行っていた。
 - ✓ 事業者名公表13名は、受注者と価格交渉を行った場合は交渉の内容を記録して保管することとし、受注者から価格転嫁の要請があったものの取引価格を据え置く場合は、その理由を記録の残る方法で回答することをルール化していた。
 - ✓ 令和5年1月頃以降速やかに社内体制を整備するなど価格転嫁円滑化の取組を実行した事業者も複数みられた。

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(R5.11.29 内閣官房・公取委)

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。**
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者 【行動①:本社(経営トップ)の関与】、【行動②:発注者側からの定期的な協議の実施】、【行動③:説明・資料を求める場合は公表資料とすること】

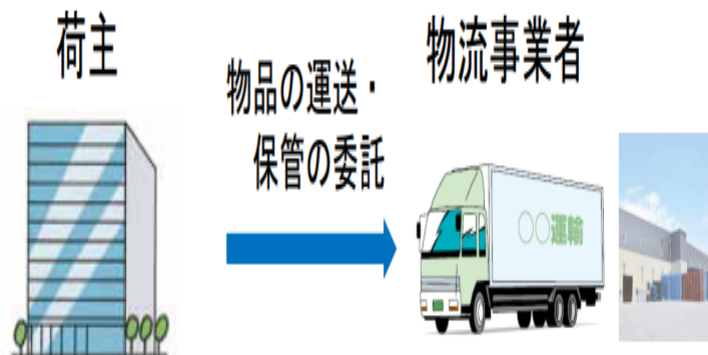
【行動④:サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと】、【行動⑤:要請があれば協議のテーブルにつくこと】、【行動⑥:必要に応じ考え方を提案すること】

受注者 【行動①:外部相談窓口の活用】、【行動②:公表資料を根拠資料に用いる】、【行動③:優位な値上げ要請タイミング】、【行動④:発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示】

双方 【行動①:定期的なコミュニケーション】、【行動②:交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管】



MOMO-O, MATSUO & NAMBA



1. 荷主と物流事業者との取引に関する調査結果

【優越的地位濫用未然防止対策調査室】

- ・ 書面对象事業者 荷主：30,000 名 物流業者40,000 名
- ・ 現下の労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコスト上昇分の取引価格への反映の必要性について協議をすることなく取引価格を据え置く行為等が疑われる事案について、荷主121 名に対する立入調査を実施
- ・ 独占禁止法上の問題につながるおそれのあった荷主573 名に対し、具体的な懸念事項を明示した注意喚起文書を送付

行為類型	件数	割合
買いたたき	239 件	34.8%
代金の減額	142 件	20.7%
代金の支払遅延	117 件	17.0%
不当な給付内容の変更及びやり直し	106 件	15.4%
不当な経済上の利益の提供要請	45 件	6.6%
割引困難手形の交付	31 件	4.5%
その他	7 件	1.0%
合計	687 件	100%

（注）複数の行為類型で注意喚起文書の送付を受けた荷主が存在するため、合計の件数は前記（１）の荷主数 573 名とは一致しない。

2. 荷主と物流事業者との取引に関する優越的地位濫用事案の処理状況

【優越タスク】

- ・ 優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして、17件の注意
- 「不当な給付内容の変更及びやり直し」が最も多く、次いで「代金の減額」、「不当な経済上の利益の提供要請」

荷主（特定荷主）	物流事業者（特定物流事業者）
資本金 3 億円超	資本金 3 億円以下（個人事業者を含む。）
資本金 1000 万円超 3 億円以下	資本金 1000 万円以下（個人事業者を含む。）
取引上の地位が優越している荷主	取引上の地位が劣っている物流事業者

物流特殊指定における禁止行為

- | | | |
|-----------|------------------|--------------------|
| ① 代金の支払遅延 | ④ 物の購入強制・役務の利用強制 | ⑦ 不当な給付内容の変更及びやり直し |
| ② 代金の減額 | ⑤ 割引困難な手形の交付 | ⑧ 要求拒否に対する報復措置 |
| ③ 買いたたき | ⑥ 不当な経済上の利益の提供要請 | ⑨ 情報提供に対する報復措置 |



企業取引研究会の開催について

令和 6 年 7 月
公正取引委員会
中小企業庁

1 開催の趣旨

- (1) 我が国がデフレから完全に脱却し、経済の好循環を実現するためには、構造的な賃上げが必要であり、そのためには構造的な賃上げ原資の確保が必要であるところ、我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境の整備が重要である。現在、政府は、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが必要である、という問題意識の下で、価格転嫁対策に取り組むこととしている（「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定））。
- (2) その取引環境の整備の一環として、これまで、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月27日内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、公正取引委員会）に基づき、政府一体となって価格転嫁対策に取り組んできたところである。公正取引委員会においても、同パッケージを踏まえ、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」を改正し、公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ&Aにおいて、協議を経ない取引価格の据置き等の考え方の明確化を行うとともに、特別調査等を通じた独占禁止法や下請法（「下請代金支払遅延等防止法」をいう。以下同じ。）の執行強化に努め、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された事業者についてその事業者名を公表するなど、従来にない取組を講じてきた。その結果、価格交渉や価格転嫁の動きにも進捗がみられる。
- (3) 他方で、公正取引委員会が令和5年度に実施した特別調査の結果、サプライチェーンの取引段階を遡り、2次、3次と階層が深くなるにつれて価格転嫁が滞っていることなどを踏まえると、適切な価格転嫁を我が国の新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させていくに当たり、取引環境の整備として解決されるべき課題がまだ残っていると考えられる。
- (4) また、下請法の主要な改正が行われてから約20年が経過しており、現在の経済実態への対応や、今後想定される「物価や賃金が構造的に上がっていく経済社会」における取引環境の整備についても検討する必要がある。
- (5) このため、適切な価格転嫁を我が国の新たな商慣習としてサプライチェ

ーン全体で定着させていくための取引環境を整備する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方について、下請法を中心に検討することを目的として、関係有識者からなる「企業取引研究会」を開催する。

2 研究会の構成等

- (1) 本研究会は、別紙に掲げる有識者により構成する。
- (2) 月1回程度を目途として本研究会を開催する。（初回開催は令和6年7月22日）
- (3) 本研究会は、委員による自由闊達な意見交換を促進するために非公開とするが、議事録を速やかに公表する。
- (4) 本研究会は、公正取引委員会事務局と中小企業庁の共催とする。
- (5) 本研究会の庶務は、関係部局等の協力を得て、公正取引委員会事務局経済取引局取引部企業取引課及び中小企業庁事業環境部取引課が行う。



円滑な価格転嫁のための 取引環境の整備について

令和6年7月22日
公正取引委員会
中小企業庁

今後、主に御議論いただきたい事項

次回以降、「円滑な価格転嫁のための取引環境の整備」に係る、個別の課題と解決の方向性についての御議論をお願いしたい。例えば以下のような論点が考えられるのではないかと。

○ 適切な価格転嫁の環境整備に関する課題（買いたたき規制の在り方）

近年のようなコスト上昇局面において、価格への反映の必要性を明示的に協議せずに価格を据え置くなど、一方的に受注者（下請事業者）の経営を圧迫するような価格を設定する行為について、より適切な価格転嫁に関する環境整備の観点から、どのように考えるべきか。【関係条項：下請法第4条第1項第5号（買いたたきの禁止）、優越G L第4の3（5）ア（取引の対価の一方的決定）】

○ 支払条件に関する課題（約束手形、ファクタリング等）

支払手段として約束手形等を用いることにより、発注者（親事業者）が受注者（下請事業者）に資金繰りに係る負担を求める商慣習について、どのように考えるべきか。

このほか、ファクタリングの利用や民法上は発注者負担が原則とされている振込手数料を受注者に負担させる商慣習など、支払条件に関する商慣習について、どのように考えるか。【関係条項：下請法第2条の2（下請代金の支払期日）、第4条第1項第2号（支払遅延の禁止）、第4条第2項第2号（割引困難な手形の交付の禁止）、民法第485条（弁済の費用）】

○ 物流に係る優越的地位の濫用規制の在り方

平成15年に行われた下請法改正（平成16年施行）により、運送事業者間の運送業務の委託については下請法の対象とされ、一方、荷主から運送事業者に対する運送業務の委託については、下請法の対象ではなく、「物流特殊指定」（平成16年施行）により対応することとされた。

他方、近年、物流に関しては、物流の「2024年問題」に端を発し、多重下請構造に起因する問題や荷主により長時間の荷待ちや無償での荷役を求められることが社会問題化し、今般、一定の法整備（改正物流総合効率化法、改正貨物自動車運送事業法）も行われたところ。こうした状況を踏まえ、現行の優越的地位の濫用規制の在り方についてどのように考えるべきか。【関係条項：下請法第2条第4項（役務提供委託）、物流特殊指定】

20



○ 執行に係る省庁間の連携体制の在り方

国土交通省におけるトラックGメンの創設など、事業所管省庁においても取引適正化の取組が進められている。サプライチェーン全体の取引環境の整備や取引の公正化を図る上では、下請法の執行においても、各事業所管省庁と連携し、面的な執行を図っていくべきではないか。そのためにどのような対応が考えられるか。【関係条項：下請法第9条第3項】

○ 「下請」という用語の見直し

下請法における「下請」という用語は、発注者（親事業者）と受注者（下請事業者）が対等な関係ではないという語感を与えるとの指摘がある。また、発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっているといった時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないか。【関係条項：下請法】

○ その他

- * 下請法は資本金という外形的な基準により対象となる事業者を規定しているところ、適用を逃れるために親事業者が減資をする、下請事業者に増資を求めるなどの事例が指摘されている。このような指摘を踏まえ、下請法の適用基準についてどのように考えるか。【関係条項：下請法第2条第7項（定義）、第7条（勧告）】
- * 型の無償保管や知的財産の無償提供を求める行為について、下請法や優越的地位の濫用に係る考え方を整理する必要があるのではないか。【関係条項：下請法第4条第1項第5項（買ったたきの禁止）、第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）、優越G L第4の2（3）（その他経済上の利益の提供の要請）】
- * 命令や罰則の導入等、下請法の実効性確保が必要との指摘についてどのように考えるか。【関係条項：下請法第10条（罰則）】

4. 「独占禁止法に関する相談事例集(令和5年度)」(令和6年6月13日)などを踏まえて

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jun/240613.html>



<相談内容別件数>（企業結合に関する相談を除く。）

（単位：件）

	令和4年度	令和5年度
事前相談制度による相談	1	1
事業者の活動に関する相談	1	0
事業者団体の活動に関する相談	0	1
一般相談	3,017	5,910
事業者の活動に関する相談	2,879	5,727
○流通・取引慣行に関する相談 （うち優越的地位の濫用に関する相談）	2,631 (2,094)	5,414 (4,788)
○共同行為・業務提携に関する相談	110	151
○技術取引に関する相談	8	13
○共同研究開発に関する相談	6	15
○その他	124	134
事業者団体の活動に関する相談	138	183
合計	3,018	5,911



事例集掲載相談事例 11件

1 事業者の活動に関する相談（7件）

事例番号	相談に係る行為の概要	関係法条 (注)	回 答
1	輸送用機械メーカー4社が、共同して技術研究組合を設立し、当該組合において二酸化炭素を排出しない燃料を使用する新技術に関する基礎研究を共同して実施し、研究成果を共有すること	第3条（私的独占及び不当な取引制限）	問題なし
2	山口県周南市に所在する石油化学コンビナートにおいて石油化学製品等の製造販売を行っている出光興産株式会社、東ソー株式会社、株式会社トクヤマ、日鉄ステンレス株式会社及び日本ゼオン株式会社が、同コンビナートにおけるカーボンニュートラルの実現に向けて実施する共同行為	第3条（不当な取引制限）	問題なし
3	今後製品寿命が到来する電気機器について、電気機器メーカー12社が、それぞれ行っていた廃棄処理業務を、新たに共同で設立する団体において行う取組	第3条（不当な取引制限）	問題なし
4	加工食品メーカー4社が、物流の2024年問題の解消に向けて、小売業者に対する商品の配送において物流事業者が納品場所で行っている商品の開梱、値札付け作業、店頭での商品陳列等の附帯作業の見直しに取り組むことを共同で宣言する行為	第3条（不当な取引制限）	問題なし
5	工業製品メーカー2社が、需要量が減少している工業製品について、原材料の共同購入を行うとともに、2社のうち1社が、他の1社に対して製品の全量OEM供給を行うこと	第3条（不当な取引制限）	問題なし
6	一般消費者向けの商品を生産する事業者が、急激なコスト上昇のため同商品を生産する契約の新規受付を終了する競争事業者に、一般消費者との契約の取次ぎを依頼すること	第3条（私的独占）	問題なし

事例番号	相談に係る行為の概要	関係法条 (注)	回 答
7	燃料費の高騰等による利益率の低下や新型コロナウイルスの感染拡大の影響等による利用率の低下を背景として、旅客輸送会社2社が、共同で、特定の路線についての運行時刻等の調整を行うこと、広告活動を行うこと及び必要な範囲の情報を共有することを内容とする業務提携を行うこと	第3条（不当な取引制限）	問題なし

（注）本表に記載の条番号は、独占禁止法のもので（後記2において同じです。）。

2 事業者団体の活動に関する相談（4件）

事例番号	相談に係る行為の概要	関係法条	回 答
8	建設業者等により構成される連合会が、建設業における時間外労働の上限規制の適用に対応するため、週休二日を前提とした工期と費用に基づく初回の見積書を提出すること等を決定した上で発注者に対し示すとともに、対外的に宣言すること	第8条第3号（一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数の制限）・第4号（構成事業者の機能又は活動の不当な制限）・第5号（事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること）	問題なし
9	機械部品のメーカーを会員とする団体が、会員の価格転嫁の交渉を促すため、コスト上昇分を価格転嫁するための取引先に対する要請額の算出手順の例を公表すること	第3条（不当な取引制限） 第8条第1号（一定の取引分野における競争の実質的制限）・第4号（構成事業者の機能又は活動の不当な制限）	問題なし
10	日本自動車車体整備協同組合連合会が、損害保険会社との間で、自動車車体整備の取引に係る工賃の算出に用いられる指数対応単価の引上げに関して、中小企業等協同組合法に基づく団体協約を締結すること	第8条第1号（一定の取引分野における競争の実質的制限）・第4号（構成事業者の機能又は活動の不当な制限） 第22条（一定の組合の行為）	問題なし
11	農産物の生産者を会員とする事業者団体が主催する農産物の競りにおいて、出品情報資料上で、出品者がインボイスを発行できない事業者であることを明示すること	第19条（不公正な取引方法） （一般指定第4項（取引条件等の差別取扱い））	問題なし



相談事例1 輸送用機械メーカーによる二酸化炭素を排出しない燃料を使用する新技術のための共同研究

輸送用機械メーカー4社が、共同して技術研究組合を設立し、当該組合において二酸化炭素を排出しない燃料を使用する新技術に関する基礎研究を共同して実施し、研究成果を共有することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

- ✓ 当該輸送用機械の4社の市場シェア合計は約 90 %
- 本件新技術基礎研究の共同実施・研究成果共有により、本件新技術に係る技術市場及び当該輸送用機械市場における競争が実質的に制限されることにはならない。
 - ・ 本件新技術研究開発の競争者の存在； 4社製造以外の輸送用機械業界においても国内外で行われている。
 - ・ 共同研究の必要性； 1社単独で取り組むのが困難な本件共同研究は技術革新を促進し、競争促進効果を有する。
 - ・ 4社以外の事業者も本件組合に参加可能
 - ・ 本件共同研究とは別に、4社が単独で又は他の事業者と共同で、本件と同様の研究を行う又は本件以外の研究を行うことは制限されない。
 - ・ 参加事業者以外の事業者も、本件研究成果を無償又は合理的な対価で利用可能
- ・ 特定の製品開発を対象としない； 本件共同研究の対象範囲は本件新技術の基礎研究に限られ、実施期間も5年限定であることから、4社間で製品開発競争が損なわれる可能性は低い。



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

相談事例2 石油化学コンビナートの構成事業者によるカーボンニュートラルの実現に向けた共同行為（令和6年2月15日公表）

山口県周南市に所在する石油化学コンビナートにおいて石油化学製品等の製造販売を行っている出光興産株式会社、東ソー株式会社、株式会社トクヤマ、日鉄ステンレス株式会社及び日本ゼオン株式会社が、同コンビナートにおけるカーボンニュートラルの実現に向けて実施する共同行為について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

- カーボンニュートラル実現に向けた3つの共同行為
 - (a) アンモニア等を燃料とする共同発電設備の設置・利用、アンモニア等の共同購入、不要発電設備等の計画的廃棄
 - (b) バイオマス等を用いた製品原材料の共同購入、当該製品の共同生産
 - (c) 排出二酸化炭素の共同回収、燃料・原材料への再利用又は貯留
- は、5社が周南コンビナートにおいて製造する製品のコストに影響を与える取組であるが、一定の取引分野における競争の実質的制限は生じない。
 - ・ 5社の製品が競合しない； 周南コンビナートにおいて5社の製造する製品の多くは競合関係にない。
 - ・ 競合製品の全国市場におけるシェアは低い； 共同行為による競争制限効果が見込まれない。
- アンモニア、バイオマス等の共同購入によって、当該購入市場における競争の実質的制限は生じない。
 - ・ 本件共同行為によって購入されることが想定されるアンモニア、バイオマス等の量は供給量に比して限定的
 - ・ アンモニア、バイオマス等の購入市場の競争は、世界的なカーボンニュートラルの動きによって活発になることが見込まれる

相談事例3 今後製品寿命が到来する電気機器についてのメーカーによる廃棄処理業務の共同化

今後製品寿命が到来する電気機器について、電気機器メーカー12社が、それぞれ行っていた廃棄処理業務を、新たに共同で設立する団体において行う取組について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

✓ 当該電気機器販売市場における12社のシェア合計は約95%

○ 本件団体の共同設立により、12社の当該電気機器販売市場における競争を実質的に制限しない。

・ 12社は独立した競争単位として販売活動を継続；12社は廃棄処理業務に必要となる最小限の情報のみを本件団体に提供し、本件団体は、提供された情報を、12社が相互に知り得ることのないよう、情報遮断措置を適切に講じる。

○ 当該電気機器の所有者に対する廃棄物処理業務の提供市場における競争を実質的に制限しない。

・ 当該電気機器廃棄物処理業務提供に係る12社の合計シェアは小さい。
・ 産業廃棄物処理業者の当該電気機器廃棄物処理業務の提供についての供給余力は十分。

○ 当該電気機器廃棄物処理業務の調達市場における競争を実質的に制限しない。

・ 当該電気機器廃棄物処理業務調達に係る12社の合計シェアは小さい。
・ 産業廃棄物処理業者は12社以外から当該電気機器廃棄物処理業務を受託できる。



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

相談事例4 加工食品メーカーによる物流事業者が納品場所で行っている商品の開梱、値札付け作業、店頭での商品陳列等の附帯作業の見直しに向けた共同宣言

加工食品メーカー4社が、物流の2024年問題の解消に向けて、小売業者に対する商品の配送において物流事業者が納品場所で行っている商品の開梱、値札付け作業、店頭での商品陳列等の附帯作業の見直しに取り組むことを共同で宣言する行為について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

✓ 加工食品αの製造販売分野における4社の市場シェア合計は約75%。

✓ 附帯作業の実施の有無及びその内容は、同食品販売における4社の競争手段の一つ。

○ 本件付帯作業の見直し取組み共同宣言は独禁法上問題とならない。

・ 本件取組は価格、数量等重要な競争手段を制限しない。
・ 4社はそれぞれ見直しの内容を独自に決定し、小売業者との間で独自に交渉を行うものであり、需要者の利益を不当に害しない。

・ 本件取組は、物流の2024年問題への対応という社会公共的な課題について、国が策定したガイドラインを踏まえて行うものであり、社会公共的な目的等正当な目的に基づくものであり、また、当該目的において合理的に必要なとされる範囲内のもの。

⇒ 営業方法に関する制限であり、その競争制限効果は高くなく、需要者の利益を不当に害するものでない、また、社会公共目的達成のため合理的に必要なとされる範囲のものといえることから、独禁法上問題とならない、との判断。

相談事例 5 需要量が減少している工業製品に係るメーカーによる原材料の共同購入及び製品の全量OEM供給

製品の全量OEM供給

工業製品メーカー2社が、需要量が減少している工業製品について、原材料の共同購入を行うとともに、2社のうち1社が、他の1社に対して製品の全量OEM供給を行うことについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

✓ 工業製品Aの製造販売市場における2社の合計シェアは約60%

○ 2社による原材料の共同購入は、**原材料購入市場における競争を実質的に制限しない。**

・ 日本国内の原材料の購入市場における2社の合計シェアは10%未満

○ 2社による工業製品AのOEM供給は、**工業製品Aの製造販売市場における競争を実質的に制限しない。**

① 2社が工業製品Aの販売価格等のある程度自由に左右できる状況にはない(cf.単独行動による競争制限)。

・ 工業製品Aの需要量は減少傾向にあるため需要者からの競争圧力が生じていること

・ 他に約30%のシェアを有する有力な競争事業者が存在すること

・ 工業製品Aよりも年間供給量が多い工業製品Bによる隣接市場からの競争圧力があること

② 2社は、本件取組開始後においても、それぞれ独自に工業製品Aを販売し、互いの販売価格、販売数量、取引先等には一切関与しない。

また、2社は、互いに工業製品AのOEM供給価格や製造数量等の情報が2社の販売部門等に共有されないように情報遮断措置を講じる(cf.協調的行動による競争制限)。



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

＜事業者団体の活動に関する相談＞

相談事例 8 事業者団体による週休二日を前提とした工期と費用に基づく初回の見積書を提出すること等の決定及び宣言

建設業者等により構成される連合会が、建設業における時間外労働の上限規制の適用に対応するため、週休二日を前提とした工期と費用に基づく初回の見積書を提出すること等を決定した上で発注者に対し示すとともに、対外的に宣言することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

○ 団体による自主規制活動である本件取組は**独禁上問題とならない。**

・ 会員間で不当に差別的な内容ではなく、また、連合会は、会員に対して、**本件取組の遵守を強制することはしない。**

・ 本件取組により、**工期の長期化・費用の高額化の可能性**があることから、**競争制限的効果が見込まれるが、週休二日を前提とした工期と費用に基づく見積書は、初回の見積書に限られ、それ以降の発注者等との交渉や契約の内容を統一するものではなく、需要者の利益を不当に害しない。**

・ 本件取組は、建設業における時間外労働上限規制の適用への対応として、国が促している取組内容にも沿ったものであるため、**社会公共的な目的に基づく取組であり、当該目的に基づいて合理的に必要とされる範囲内のものである。**

⇒ 競争制限効果は見込まれるが、社会公共目的達成のため合理的に必要とされる範囲のものであることを勧告すると、**独禁法上問題とならない、との判断。**

相談事例 9 事業者団体による会員の価格転嫁交渉を促すため、取引先に対する要請額の算出手順の例を公表する取組

機械部品のメーカーを会員とする団体が、会員の価格転嫁の交渉を促すため、コスト上昇分を価格転嫁するための取引先に対する要請額の算出手順の例を公表することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

➤ 工業会会員中小事業者は価格転嫁方法についての知識や価格転嫁のための算定等を行う人手不足などの事情から、価格転嫁の交渉の申入れがなされず、価格転嫁が進まない状況が発生している。

○ 工業会が、原材料価格、エネルギー価格及び物流費それぞれについて、新聞、ウェブサイト等で公表されている市況情報の推移を、統計データとして取りまとめ、会員が当該データなどを用いて、コスト上昇分を価格転嫁するための取引先に対する要請額を容易に算出することができる、算出手順例を公表することは、独禁法問題とならない。

- ・ 工業会が当該算出手順を使用することを会員に強制するものではない。
- ・ 市況情報の推移の調査対象は、いずれも公表されているもの。
- ・ 公表される算出手順は、通常考えられる要請額の算出手順を例示するものに過ぎず、具体的な価格等を示すものではない。

(参考) 中小事業者の団体が、中小事業者に対して、原価計算や積算について標準的な項目を掲げた一般的な方法を作成し、これに基づいて原価計算や積算の方法に関する一般的な指導又は教育を行うことは、事業者間に価格等重要な競争手段の具体的な内容について共通の目安を与えるようなことのないものに限る、原則として独占禁止法上問題とならない(事業者団体ガイドライン第2-10-4(原価計算の一般的な方法の作成等))。

相談事例 11 競りの出品者がインボイスを発行できない事業者であることを出品情報

資料上で明示する取組

農産物の生産者を会員とする事業者団体が主催する農産物の競りにおいて、出品情報資料上で、出品者がインボイスを発行できない事業者であることを明示することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

➤ 落札した農産物出品者が非登録出品者であった場合、落札者は一定の範囲を超えて仕入税額控除ができず、課税出品者である場合よりも、落札者が納税する消費税の額は増加することになる。

○ 本件取組は、事業者団体が事業者として事業(競り)を行うものであるところ、特定の出品者に対し、取引の条件又は実施について、不当に不利な取扱いをするものではないので、不公正な取引方法に当たらない。

・ 本件取組は落札前に出品者が非登録出品者であることを出品情報資料に明示することで、落札者の消費税の納税額を予見させるもので合理的な理由がある。

・ また、課税出品者か非登録出品者の違いによって仕入税額控除が可能となる範囲が異なることに伴う正当なコスト差が生じ得ることを示すに過ぎないことから、非登録出品者の競争機能に直接かつ重大な影響を及ぼすとまではいえない。



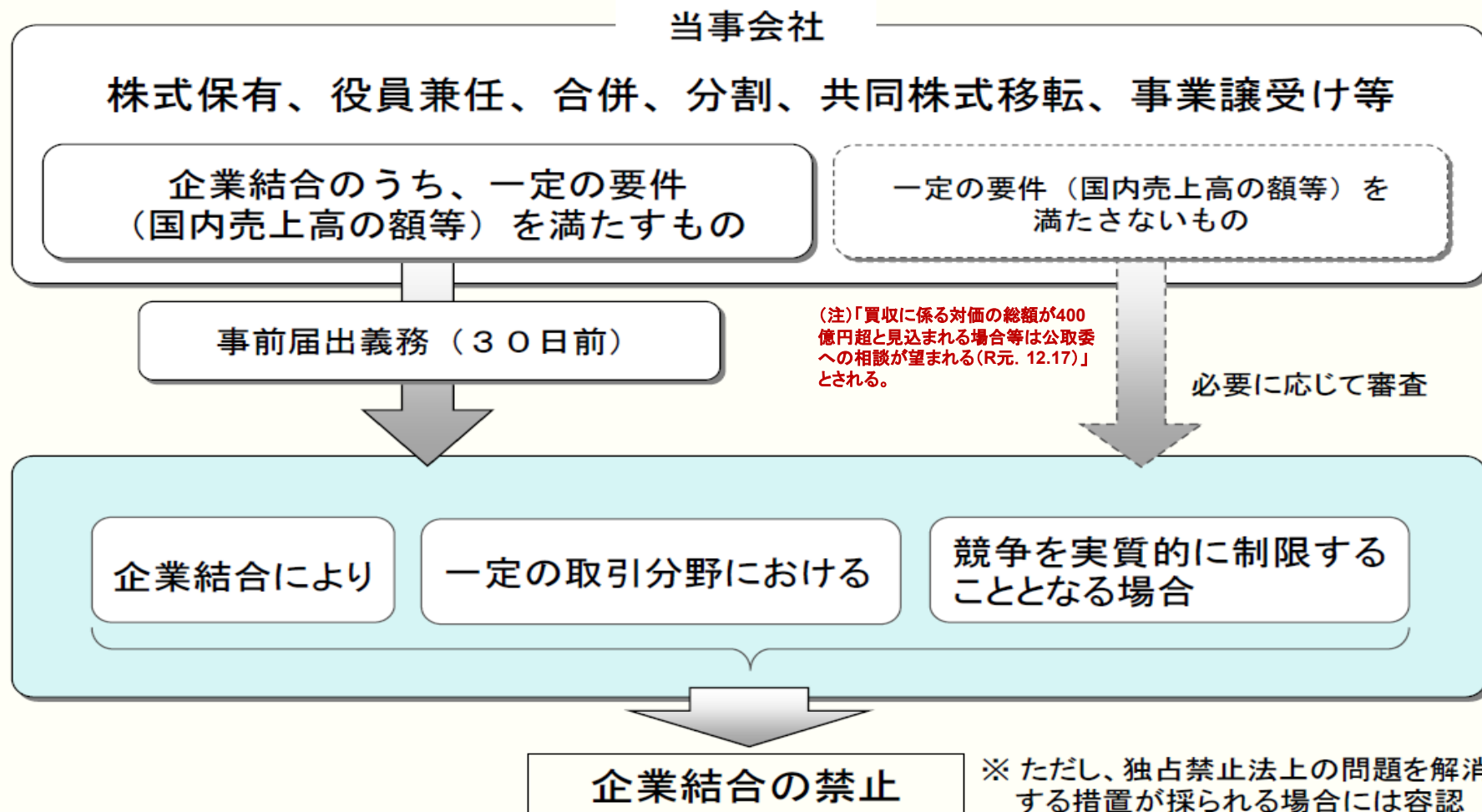
5. 「令和5年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例について」(令和6年7月5日)などを踏まえて

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jul/240705_case.html

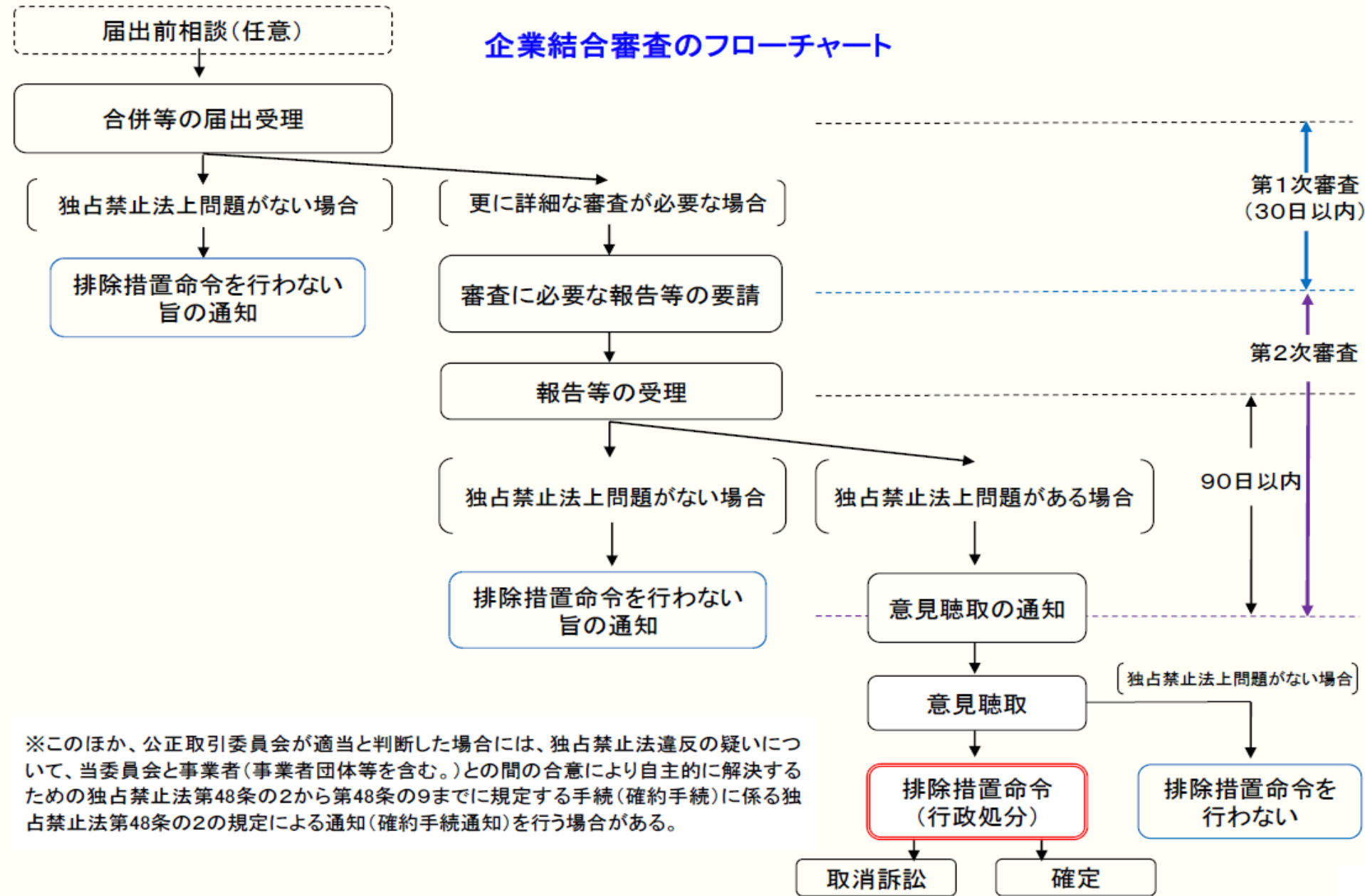


企業結合審査の基本的な考え方

(関係条文: 独占禁止法第10条、第13条～第16条等)



企業結合審査のフローチャート



※このほか、公正取引委員会が適当と判断した場合には、独占禁止法違反の疑いについて、当委員会と事業者(事業者団体等を含む。)との間の合意により自主的に解決するための独占禁止法第48条の2から第48条の9までに規定する手続(確約手続)に係る独占禁止法第48条の2の規定による通知(確約手続通知)を行う場合がある。



企業結合関係届出の状況

〔表〕過去5年度に受理した届出の処理状況

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
届出件数	310	266	337	306	345
第1次審査で終了したもの (うち禁止期間の短縮を行ったもの)	300	258	328	299	335
	(217)	(199)	(248)	(243)	(262)
第1次審査終了前に取下げがあったもの	9	7	8	7	10
第2次審査に移行したもの	1	1	1	0	0

令和5年度に審査を終了した企業結合案件のうち以下の審査手法を用いたものの件数

審査手法	件数
第三者からの情報・意見の募集	1件
内部文書の活用	10件
経済分析の活用	7件
海外当局との意見交換	5件

第3表 外国企業を当事会社を含む企業結合計画に係る届出の推移^(注)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日本企業と外国企業の統合計画に係る届出	11	9	4
外国企業同士の統合計画に係る届出	33	28	30
合計	44	37	34

(注) 第1表に記載している届出件数のうち、外国企業を当事会社を含む企業結合計画に係る届出の推移について記載している。

(参考) 過去3年度における届出を要しない企業結合計画の審査状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当該年度内に審査を終了した届出を要しない企業結合計画	14	15	13



「令和5年度における主要な企業結合事例」の掲載事例一覧

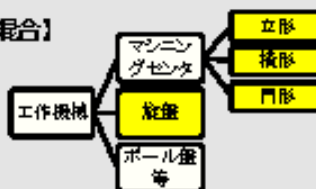
	事例の名称 (主な検討分野)	企業結合形態等				審査手法			
		水平	垂直	混合	問題 解消 措置	情報・ 意見の 募集	内部 文書の 活用	経済 分析 の活用	海外当局 との 情報交換
1	三井化学(株)及び旭化成(株)による不織布事業の統合 (衛材用途不織布)	○	○	-	-	-	-	-	-
2	富士製薬工業(株)による持田製薬(株)の男性不妊症治療薬製造販売 事業の譲受け (医療用医薬品)	○	-	-	-	-	-	-	-
3	ニデック(株)による(株)TAKI SAWAの株式取得 (工作機械)	○	○	○	-	-	-	-	-
4	(株)リコー及び東芝テック(株)による複合機製造事業等の統合 (複合機)	○	○	-	-	-	-	-	-
5	三菱電機(株)及び三菱重工業(株)による発電機事業の統合 (発電機)	○	○	-	-	-	-	-	-
6	豊田合成(株)による芦森工業(株)の株式取得 (エアバッグ)	○	-	○	-	-	-	-	-
7	(株)ゼンリン及び(株)アイシンによる(株)トヨタマップマスターの 株式取得 (地図データベース)	○	○	-	-	-	-	-	-
8	(株)TBSホールディングスによる(株)U-NEXTの株式取得 (映像コンテンツ)	○	○	-	-	-	-	-	-
9	(株)大韓航空によるアジアナ航空(株)の株式取得 (国際航空旅客運送及び国際航空貨物運送) (令和6年6月19日審査結果の詳細公表)	○	-	-	○	-	○	○	○
10	(株)MPDによるカルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)のフラン チャイズチェーンの本部事業の吸収分割 (書店)	○	-	-	-	-	-	-	-

(注) 「水平」とは、当事会社グループ同士が同一の一定の取引分野において競争関係にある場合をいう。
「垂直」とは、当事会社グループ同士が取引段階を異にする場合をいう。
「混合」とは、「水平」、「垂直」のいずれにも該当しない場合をいう。
網掛けは、個別案件として公表した案件。

1 一定の取引分野

立形マシニングセンタ（日本全国）【水平、混合】

各タイプ（立形・横形等）のマシニングセンタは、加工対象物ごとに使い分けがなされ、需要の代替性は限定的。また、製造に要する工場建屋の高さ、クレーン容積等が大きく異なり、供給の代替性がない。

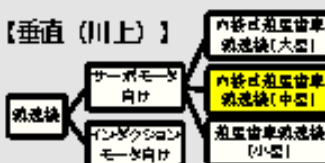


旋盤（日本全国）【垂直（川下）、混合】

各タイプや数値制御機能の有無の異なる旋盤は、加工内容や加工精度により使い分けがなされ、需要の代替性は限定的。他方、旋盤の製造業者は、いずれのタイプも容易に製造が可能で、供給の代替性がある。

内接式遊星歯車減速機（中型）（日本全国）【垂直（川上）】

各種の減速機はモータ出力や可搬重量により使い分けがなされ、需要の代替性は限定的。また、異なる種類を製造するには相当の開発期間を要し、供給の代替性がない。



2 当事会社の地位及び競争者の状況

立形マシニングセンタ（日本全国）

順位	会社名	市場シェア
1	ニデックグループ	0-5%
2	TAKISAWAグループ	0-5%
	その他	約95%
	合計	100%
	本件行為後のHHI	不明
	HHIの増分	150以下

水平型セーフハーバー
基準該当

旋盤（日本全国）

⇒ 垂直型セーフハーバー基準該当

内接式遊星歯車減速機（中型）（日本全国）

⇒ 垂直型セーフハーバー基準該当

マシニングセンタ（立形・横形等）+ 旋盤（組合せ供給）

マシニングセンタ（立形・横形等）市場における当事会社グループ及び競争者の詳細な市場シェアが不明。

⇒ 混合型セーフハーバー基準非該当として評価

3 本件行為が競争に与える影響

【垂直】

川上市場：内接式遊星歯車減速機（中型） 川下市場：旋盤

投入物閉鎖：ニデックグループの売上高は僅少であることに加えて、ニデックグループよりも相対的に高い市場シェアを有している競争者が複数存在するため、ニデックグループには投入物閉鎖の能力がない。

【混合（商品拡大）】

マシニングセンタ（立形・横形等）+ 旋盤

組合せ供給・秘密情報の入手：各市場においては有力な競争者が複数存在することから当事会社グループの市場シェアは小さいことがうかがわれ、また、両商品はそれぞれ独立して使用されるものであることから接続性確保のための秘密情報の入手も想定されない。

競争を実質的に
制限することと
なるとはいえな
いと判断

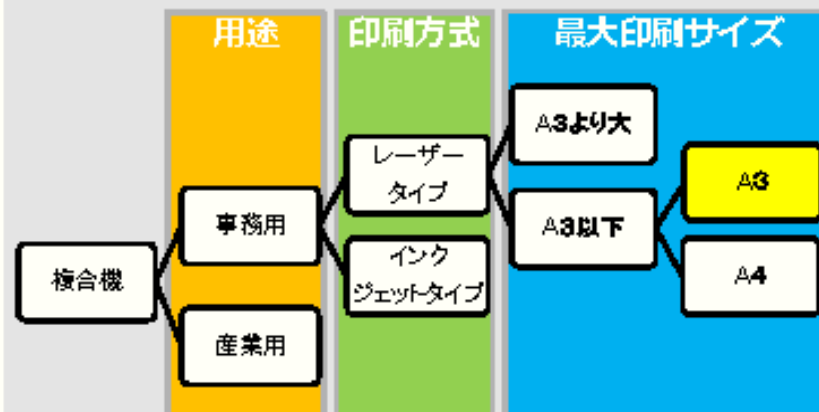
4 本件の特徴

- ✓ 工作機械市場の特性や市場における当事会社の優位性を考慮し、主に垂直・混合型結合の観点から競争への影響を検討。

1 一定の取引分野

＜商品範囲＞ 事務用レーザータイプA3複合機

＜地理的範囲＞ 日本全国



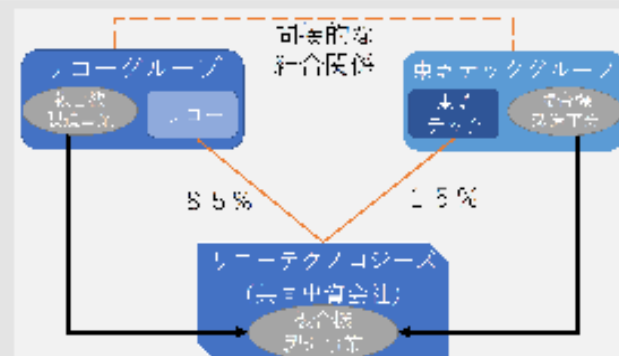
2 当事会社の地位及び競争者の状況

順位	会社名	市場シェア
1	A社	約30%
2	リコーグループ	約20%
3	B社	約15%
4	C社	約15%
5	D社	約5%
6	E社	約5%
7	東芝テックグループ	0-5%
	その他	0-5%
	合計	100%
	本件行為後のHHI	約2,100
	HHIの増分	約100

⇒ 水平型セーフハーバー基準該当

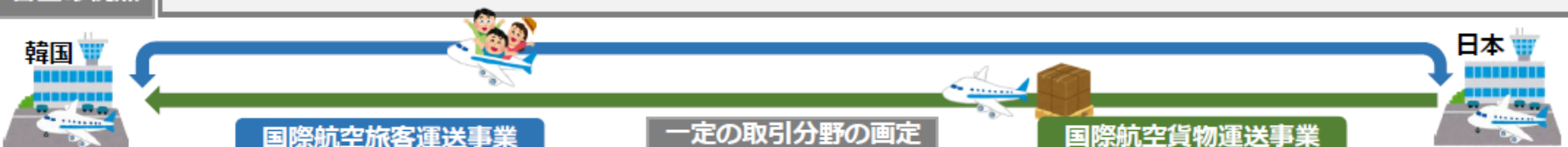
3 本件の特徴

- ✓ 近年のペーパーレス化の進展を受けた複合機製造販売業者による統合事案であり、詳細な市場画定を行った上で、セーフハーバー該当性を判断。
- ✓ リコーテクノロジーズは、リコー及び東芝テックの共同出資会社に該当するとして審査。リコーグループと東芝テックグループの販売事業の水平関係、リコーテクノロジーズと東芝テックグループの垂直関係も考慮。



事例9 (株)大韓航空によるアジアナ航空(株)の株式取得

審査の視点 本件株式取得により、日本と韓国間の国際航空旅客運送市場及び国際航空貨物運送市場における競争を実質的に制限することとなるか



10路線を検討 (東京-ソウル、大阪-ソウル、札幌-ソウル、名古屋-ソウル、福岡-ソウル、沖縄-ソウル、東京-釜山、大阪-釜山、札幌-釜山及び福岡-釜山)

日本発韓国着(片道)の航空機による貨物運送
役務範囲：航空機による貨物輸送
地理的範囲：日本発韓国着路線

公正取引委員会の評価

- ①当事会社グループの合算シェアが約50%ないし約75% (1位)
- ②競争事業者からの牽制力は限定的
- ③新規参入者からの競争圧力はない
- ④経済分析(当事会社グループには値上げのインセンティブあり)

7路線(大阪-ソウル、札幌-ソウル、名古屋-ソウル、福岡-ソウル、大阪-釜山、札幌-釜山及び福岡-釜山)における競争を実質的に制限することとなる

- ①当事会社グループの合算シェアは60%を超える (1位)
- ②競争事業者に供給余力は認められるものの、当事会社とは差別化
- ③参入・隣接市場からの競争圧力(インテグレーターによる運送サービス等)及び需要者からの圧力はいずれも限定的
- ④経済分析(値上げインセンティブが生じること等示唆)

日本発韓国着の国際航空貨物運送市場における競争を実質的に制限することとなる

当事会社からの問題解消措置の提案

- ①上記7路線について、一方当事会社グループの保有スロット(飛行場における発着枠)を、特定の航空事業者に対して譲渡する
- ②上記①の譲渡スロット数が、当該一方当事会社グループの保有スロット数に満たない場合は、不足分について不特定の航空事業者からのスロット譲渡要請に応じる
- ③地上操業サービス契約締結等の支援策により、スロット譲渡先の競争力を補完する
- ④上記①による供給拡大・参入が現実化する時点まで、競争維持に必要な措置を採る
- ⑤監視受託者を選任し、上記①から④の措置について継続的履行監視及び公正取引委員会への定期報告をさせる

- ①アジアナ航空は、全世界の路線を対象とする貨物専用機による貨物運送事業を第三者に譲渡する
- ②当事会社グループは、特定の航空事業者との間でブロック・スペース・アグリーメント*を締結し、貨物搭載スペースを一定の競争力のある価格で提供する
*一定の貨物搭載スペースを競争事業者に提供する契約
- ③監視受託者を選任し、上記①及び②の措置について継続的履行監視及び公正取引委員会への定期報告をさせる
- ④上記①の措置について、必要に応じて事業処分受託者を選任し、当該事業譲渡の実行を担保する

上記措置が講じられることを前提とすれば、競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

6. 「令和5年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」(令和6年5月28日)などを踏まえて

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/240528_kanki.html



令和5年度の特徴

● エネルギー分野等規制改革が進められてきた分野の 事案への対処

大口需要家向け都市ガス供給を巡る受注調整事案への厳正な対処、漁業協同組合が関係する水産物の取引への不公正な取引方法の初の法的措置の適用。

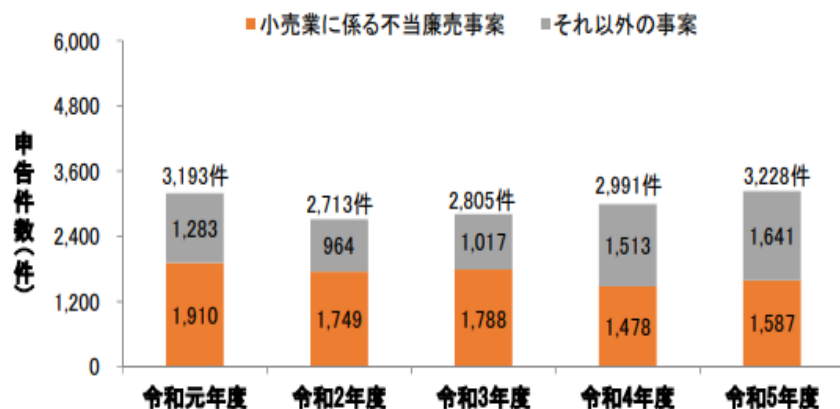
● デジタル分野や新たなビジネス分野への対応

Google LLCらによる独占禁止法違反被疑行為に対する審査開始、婚活ビジネス分野における取引慣行への法的措置の適用。

● 中小事業者等に不当な不利益を与える行為への対処

大規模小売業者による納入業者に対する優越的地位の濫用事案への積極的対応のほか、インボイス制度の実施や急激なコスト上昇に伴う価格転嫁に関連して発注サイドの事業者による中小事業者等に不当に不利益を与える行為に迅速に対処。

申告件数の推移



(参考)課徴金減免制度と調査協力減算制度

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率 (課徴金減免制度)	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率 (調査協力減算制度)	適用される減免率
前	1位	全額免除	+最大40%	全額免除
	2位	20%		最大60%
	3～5位	10%		最大50%
	6位以下	5%		最大45%
後	最大3社 (調査開始日前を含め最大5社まで)	10%	+最大20%	最大30%
	上記以下	5%		最大25%

課徴金減免申請件数の推移

年度	R元	R2	R3	R4	R5	累計 (注10)
申請件数	73	33	52	22	156	1,573

(注10) 課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から令和6年3月末までの件数の累計。

課徴金減免制度の適用状況

年度	R元	R2	R3	R4	R5	累計 (注13)
課徴金減免制度が適用された法的措置件数 (注11)(注12)	9	8	3	8	4	168
課徴金減免制度が適用された事業者数	26	17	10	22	13	436

調査協力減算制度の適用状況

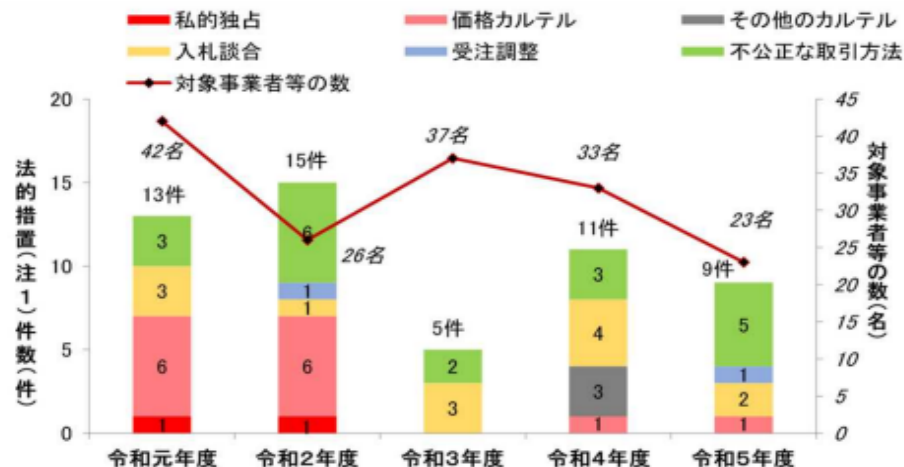
年度	R元	R2	R3	R4	R5	累計
調査協力減算制度が適用された法的措置件数	—	0	0	2	4	6
調査協力減算制度が適用された事業者数	—	0	0	4	9	13



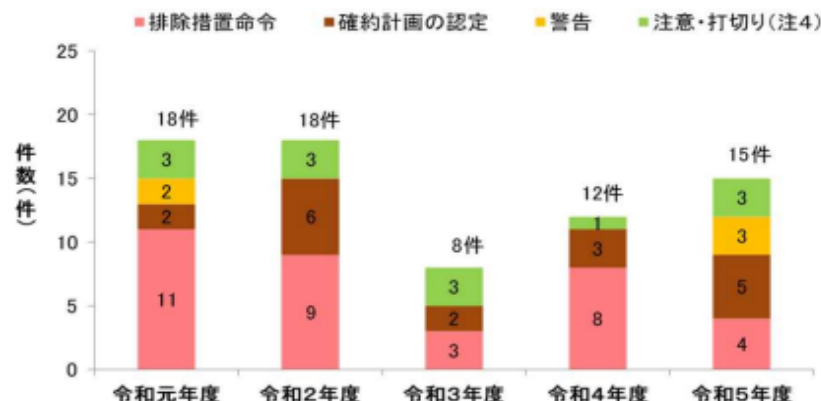
審査事件の概況

法的措置9件(排除措置命令4件、確約計画の認定5件)

【法的措置（注1）件数等の推移】



【排除措置命令・確約計画の認定・警告等の件数の推移】



(注1) 法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、
(注4) 事案の概要を公表したものに限る。

排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

(注2) 私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

(注3) 「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

課徴金額 約2.2億円

課徴金額等の推移

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
課徴金納付命令					
課徴金額(億円)	692.7	43.2	21.8	1019.8	2.2
対象事業者数(名)	37	4	31	21	16

(注5) 課徴金額については、千万円未満切捨て。

事業者による自発的な措置1件



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

排除措置命令4件

違反行為	件 名	概 要
入札談合	高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する件 (令和5年9月)	高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 (課徴金額：8626万円)
受注調整	東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者に対する件 (令和6年3月)	東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 (課徴金額：2678万円)
入札談合	独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者らに対する件 (令和6年3月)	独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 (課徴金額：1640万円)
価格カルテル	木工用ドリルの製造販売業者に対する件 (令和6年3月)	木工用ドリルの製造販売業者が、共同して販売業者向けの販売価格を引き上げる旨を合意していた。 (課徴金額：9396万円)



高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する 排除措置命令及び課徴金納付命令について（概要）

発注者

高知県

特定地質調査業務

指名競争入札の方法により業種を
地質調査業務として発注する業務



指名

違反行為者

入札参加業者 14名

幹事会社

14名のうち、
14名についての指名状況を取りまとめる会社

指名業者



指名の
連絡

幹事会社



合意

- ・ 指名を受けた旨の連絡を幹事会社に行った者の中から受注予定者を決定
- ・ 受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力

実施方法

次の方法により受注予定者を決定していた。

- ① 予定価格を、予定価格等に応じて定めた区分に当てはめ、当該区分において指名回数を基に算定した点数が最も多い者
- ② 予定価格が一定の金額に満たないなど①の区分に該当しない業務の場合は、受注を希望する者（注）
- ③ ①②に関係なく、設計協力の内容が業務に採用された者（注）
- ④ ①②に関係なく、過去に発注された業務と継続性がある場合は、当該業務を受注した者

①～④の者を受注予定者とするなどにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

（注）受注希望者又は設計協力者が複数名のときは、それらの者の話合いにより受注予定者を決定する。

＜受注予定者の決定方法（イメージ）＞

予定価格1000万円以上

指名日	業務名	A社	B社	C社	D社	E社	...	N社	備考
	R2.4.1現在	2	3	9	5	4		2	
R2.4.6	〇〇業務	〇	〇	●	〇	〇	...	2	【決定方法①】
R2.4.14	〇〇業務	●	〇	〇	〇	〇	...	2	A社：設計協力 【決定方法③】
R2.4.16	〇〇業務	〇	●	〇	〇		...	〇	B社：継続 【決定方法④】
R2.4.23	〇〇業務	〇	〇	〇	●	〇	...	3	【決定方法①】

※決定方法①の区分に該当しない業務は【決定方法②】

※「●」は受注予定者、「〇」は指名業者、無印は非指名業者を指す。

※「●」等の下に記載している数字は指名回数を基に算定した点数を指す。受注予定者は0点になり、他の指名業者は点数が増える。

特定地質調査業務の大部分を受注

高知県発注の特定地質調査業務の取引分野における競争を実質的に制限



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

特定大口都市ガスの見積り合わせ等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について（概要）

対象商品：特定大口都市ガス

競合すると見込まれる大口都市ガスのうち、互いの受注意欲を勘案し、受注調整の対象として選定するもの

行為者

中部電力ミライズ（注1）、中部電力（注2）、東邦瓦斯（注1）排除措置命令及び課徴金納付命令の名宛人（注2）課徴金納付命令の名宛人（注3）中部電力にあっては令和2年3月31日までの間、中部電力ミライズにあっては同年4月1日以降

背景

かねてから、東邦瓦斯供給区域内所在の大口都市ガスの小売供給に係る営業活動の方針、状況等について情報交換及び受注に関する調整

違反行為の概要

- 時期
遅くとも平成28年11月25日以降、令和3年6月2日まで
- 合意
特定大口都市ガスについて、各社の都市ガスの総供給量の確保及び受注価格の低落防止等を図るため
ア 受注予定者を決定する
イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する
- 実施方法
ア 話し合いにより、受注予定者を決定する
イ 受注予定者以外の者は、自社が提示する都市ガス料金の水準又は見積り合わせ等に参加しない旨を受注予定者に伝えるなどにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた
- 実施状況
特定大口都市ガスの大部分について受注予定者を決定し受注予定者が受注



特定大口都市ガスの取引分野における競争を実質的に制限

独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者らに対する 排除措置命令及び課徴金納付命令について（概要）

発注者

独立行政法人国立印刷局

発注方法

一般競争入札

対象商品

再生巻取用紙



- ・官報の印刷に使用される用紙
- ・古紙パルプを配合
- ・ロール状の用紙（3種類）

違反行為者

違反行為者	排除措置命令	課徴金納付命令
日本紙通商	○	○
国際紙パルプ商事 （注）	○	—
K P Pグループホールディングス （旧・国際紙パルプ商事）	—	○
日本紙パルプ商事	—	—

（注）国際紙パルプ商事は、令和4年10月1日に吸収分割により、K P Pグループホールディングスから紙・紙製品卸売業の全部を承継。同日以降、国際紙パルプ商事が違反行為を行っていた。

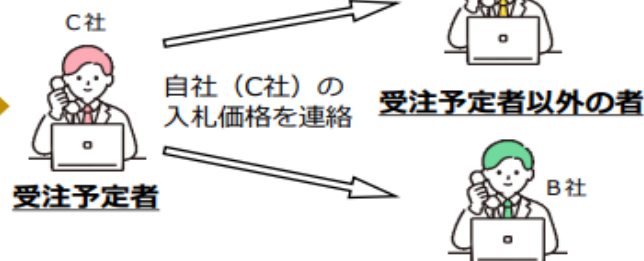
合意

- ・受注予定者を決定する
- ・受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力する

実施方法

あらかじめ定められた順番により
受注予定者を決定する

	入札期日	受注予定者
1	令和○年○月○日	A社
2	令和△年△月△日	B社
3	令和□年□月□日	C社
4	（次回）	A社
...	...	...



受注予定者

自ら定めた価格で入札する



受注予定者以外の者

受注予定者の入札価格を上回る
入札価格を提示

→ 受注予定者の受注に協力する

実施状況

国立印刷局が発注する再生巻取用紙の**全て**を受注

国立印刷局が発注する再生巻取用紙の取引分野における競争を実質的に制限



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

木工用ドリルの製造販売業者に対する 排除措置命令及び課徴金納付命令について（概要）



対象商品

特定木工用ドリル…木工用ドリルのうち、スターエムが製造販売する23商品と
大西工業が製造販売する18商品



違反行為の概要

背景…鋼材等の原材料価格上昇

スターエム

大西工業

国内シェアの大部分
を2社が占める

特定木工用ドリルの仕切価格（卸売価格）を
引き上げる旨を合意



①遅くとも令和元年9月26日までに

・スターエムは「令和2年4月1日受注分」から
・大西工業は「令和2年6月1日受注分」から
特定木工用ドリルの仕切価格を**現行価格から12パー
セントを目途に引き上げる**ことを合意

その後も



②遅くとも令和4年10月7日までに

・スターエムは「令和5年4月1日受注分」から
・大西工業は「遅くとも令和5年6月1日受注分」から
特定木工用ドリルの仕切価格を**現行価格から10パー
セントを目途に引き上げる**ことを合意

特定木工用ドリル及びその同等品の販売分野における競争を実質的に制限



違反行為の実施状況

- ・令和2年と令和5年に特定木工用ドリルの仕切価格を引上げ
- ・合意後に、仕切価格の引上げを通知する時期等について情報交換



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

確約計画の認定5件

違反被疑行為	件名	概要
優越的地位の濫用	(株)ダイコクに対する件 (令和5年4月)	(株)ダイコクは、遅くとも令和2年3月頃以降、令和4年4月頃までの間、納入業者に対して、次の行為を行っていた。 (1) 返品 新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けて売れ残った商品等について、納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、返品をしていた。 (2) 従業員等の派遣の要請 ア 閉店等に際し、売れ残り商品等の返品に係る作業を行わせるため、あらかじめ納入業者との間で従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、従業員等を派遣させていた。 イ 新規開店又は改装に際し、納入業者が納入する商品以外の商品を含む店舗の商品の陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ納入業者との間で従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、従業員等を派遣させていた。
排他条件付取引又は拘束条件付取引	福岡有明海漁業協同組合連合会に対する件 (令和5年6月)	福岡有明海漁業協同組合連合会は、自らの会員である漁協を通じて、生産者から乾海苔の販売を受託し、乾海苔を、自らが実施する乾海苔の入札により指定商社に販売しているところ、次の行為を行っている。 (1) 生産者に対し、漁協を通じて乾海苔の全量出荷を要請。 (2) 漁協に対し、生産者から集荷した乾海苔の全量出荷を要請。 (3) 指定商社に対し、入札以外で乾海苔を買付けしないよう要請。 (4) 入札で売れ残った乾海苔を生産者に返さない。



確約計画の認定5件

違反被疑行為	件名	概要
拘束条件付取引	ＴＯＨＯシネマズ(株)に対する件 (令和５年１０月)	ＴＯＨＯシネマズ(株)は、遅くとも平成２８年１１月頃以降、自社に映画作品を配給する配給会社に対して、次のいずれか又は複数を求めることによって、自社を他の興行会社よりも有利に取り扱うよう要請するとともに、要請に従わない場合には今後配給会社に係る映画作品の上映に応じない旨などを伝えることにより、配給会社に対し、要請に従うようにさせている。 (1) 配給会社が限定作品※とする映画作品について、配給会社は、 ア メイン館を決定しようとする場合に行うオファーに関し、原則、ＴＯＨＯシネマズを最初のオファー先とする イ 他の興行会社の映画館がメイン館に決定している場合、上映予定地域ごとに、興行会社の次に、ＴＯＨＯシネマズにオファーするなど (2) ＴＯＨＯシネマズの映画館がメイン館となった映画作品について、同社が指定した他の興行会社の映画館へのオファーを見合わせるなど ※ 上映する映画館の数を限定する予定の映画作品
拘束条件付取引	(株)ＩＢＪに対する件 (令和６年１月)	(株)ＩＢＪは、ＩＢＪ連盟の加盟事業者のうちＴＭＳ連盟、ＮＮＲ又はＪＭＮにも加盟する加盟事業者（以下「重複加盟事業者」という。）に対し、次の行為を行っている。 (1) ＴＭＳ連盟、ＮＮＲ又はＪＭＮを退会しないと、ＩＢＪメンバーズ、サンマリエ及びＺＷＥＩとのお見合いを組めないことを示唆して、ＴＭＳ連盟、ＮＮＲ及びＪＭＮから退会するようにさせている。 (2) ＴＭＳ連盟、ＮＮＲ又はＪＭＮを退会しないと、同社が運営しているエリアページから重複加盟事業者の情報を掲載しない方針であることを伝え、ＴＭＳ連盟、ＮＮＲ及びＪＭＮから退会するようにさせている。
優越的地位の濫用	(株)東京インテリア家具に対する件 (令和６年１月)	(株)東京インテリア家具は、遅くとも平成２８年５月頃以降、令和４年６月頃までの間、納入業者に対して、次の行為を行っていた。 (1) 従業員等の派遣の要請 新規開店又は改装開店に際し、納入業者が納入する商品以外の商品を含む商品の搬入、陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ納入業者との間で従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、従業員等を派遣させていた。 (2) 協賛金等の負担の要請 ア 新規開店に際し、「オープン協賛金」等の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、金銭を提供させていた。 イ 令和３年２月及び令和４年３月に福島県沖で発生した地震に際し、福島県、宮城県及び岩手県に所在する店舗において地震により毀損又は汚損した商品について、自社の損失を補填するため、金銭を提供させていた。



ダイコク

- 近畿地方を中心に全国で「ダイコクドラッグ」と称する店舗を展開
- インバウンド需要をターゲットとした店舗展開
- 近畿地方のドラッグストア市場における売上高が上位

令和2年3月頃の背景事情

新型コロナウイルス感染症の流行によるインバウンド需要の減少

多くの店舗を閉店
膨大な量の在庫

納入業者への
返品を決定

優越的地位の濫用の疑い

違反被疑行為

返品

売れ残り商品等の返品

- ・ 納入業者の責めに帰すべき事由がなかった
- ・ 納入業者との合意により返品の条件を明確に定めていなかった
- ・ 納入業者の同意を得たが、返品により通常生ずべき損失を負担していなかった
- ・ 納入業者から返品を受けたい旨の申出がなかった

従業員等の派遣の要請

閉店店舗等における返品作業等の要請

- ・ あらかじめ派遣の条件について合意していなかった
- ・ 派遣のために必要な費用を負担しなかった

納入業者

- ダイコクに対する取引依存度が大きい
- ダイコクとの取引継続を希望
- 他の事業者との取引拡大等によりダイコクとの取引と同等の売上高の確保が困難

独占禁止法上の考え方

- 買取取引において、取引上の地位が納入業者に優越している事業者が、当該納入業者に対して、当該納入業者の責めに帰すべき事由がない場合に商品返品すること、又は当該納入業者の従業員等を派遣させて本来自らが行うべき役務を行わせることは、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けたものであったとしても、優越的地位の濫用として問題となるものと考えられる。
- 買取取引において、取引上の地位が納入業者に優越している事業者が、返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を負担しない場合は、あらかじめ当該納入業者の同意を得ていたとしても、優越的地位の濫用として問題となるものと考えられる。

ダイコクが確約計画を作成

- ① 違反被疑行為を取りやめていることの確認等
- ② 納入業者への通知・従業員への周知
- ③ 納入業者への返金（金銭的価値の回復）
- ④ 違反被疑行為と同様の行為を行わないこと
- ⑤ コンプライアンス体制の整備
- ⑥ 履行状況の報告

（公正取引委員会）
通知

（ダイコク）
申請

公正取引委員会の認定

確約計画の認定要件

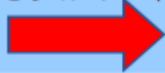
措置内容の十分性

- ・ 近時の独占禁止法第19条違反事案の措置内容を全て含む
- ・ 金銭的価値の回復措置（約80社に総額約7億5000万円の返金）
 - ➔ 納入業者にとっては違反被疑行為により被った不利益に係る被害救済の効果
 - ➔ 違反被疑行為の再発防止につながる

措置実施の確実性

- ・ 措置の内容ごとに実施期限を設定
- ・ 措置の履行状況の報告を実施

2. 福岡有明漁連による確約計画（排除措置計画）の概要

(1)	違反被疑行為を取りやめること、そのための措置を講じること（発表文3(1)、(2)）  誓約書・覚書を廃止するなどし、違反被疑行為を行わない旨を生産者に通知する
(2)	違反被疑行為を取りやめる旨等を理事会で決議（発表文3(3)）  (1)及び(4)を行うことを、理事会で決議する
(3)	生産者及び指定商社への通知・福岡有明漁連の役職員及び漁協の役職員への周知徹底（発表文3(4)）  (2)に基づいて採った措置を、生産者及び指定商社へ通知する 同措置を、福岡有明漁連とその傘下各漁協の役職員へ周知徹底する
(4)	違反被疑行為と同様の行為を行わないこと（発表文3(5)）  違反被疑行為と同様の行為を行わないこととし、この措置を今後3年間実施する
(5)	法令遵守体制の整備（発表文3(6)）  独占禁止法の遵守について、行動指針の作成・周知や研修・監査を実施する
(6)	上記(1)～(5)の履行状況の報告（発表文3(7)、(8)）  措置の履行状況を、定期的に、公正取引委員会に報告する

TOHOシネマズ株式会社から申請のあった確約計画の認定について

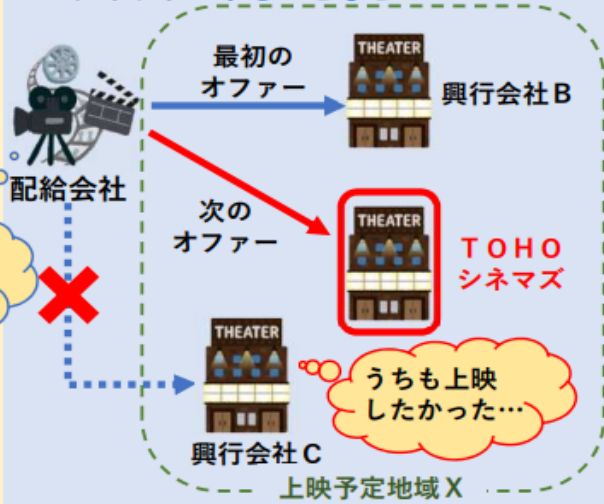
1 違反被疑行為の概要等

TOHOシネマズを他の興行会社よりも有利に取り扱う旨の要請に従うようにさせている
配給会社に下図の内容を要請 + 要請に従わない配給会社に係る映画作品の上映に応じない旨などを伝達

限定作品(※1)について、メイン館(※2)を決定しようとする場合に行うオファーに関し、原則、TOHOシネマズを最初のオファー先とすること



限定作品について、他の興行会社の映画館がメイン館に決定している場合、上映予定地域ごとに、当該興行会社の次に、TOHOシネマズにオファーすることなど



TOHOシネマズの映画館がメイン館となった映画作品について、同社が指定した他の興行会社の運営する映画館へのオファーを見合わせるなど



他の興行会社が配給会社から映画作品の配給を受ける機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる可能性

※1 上映する映画館の数を限定する予定の映画作品。※2 映画作品ごとに設定される映画館であって、舞台挨拶を実施するなど当該映画作品の興行の中心とされる映画館。

2 確約計画(排除措置計画)の概要

①違反被疑行為を取りやめること

②①及び④を取締役会において決議

③配給会社への通知と従業員への周知徹底

④今後同様の行為を行わないこと

⑤コンプライアンス体制の整備

⑥措置の履行状況の報告



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

結婚相談所連盟の仕組み

結婚相談所連盟

お見合いシステムを提供

登録された会員情報を結婚相談所間で共有

結婚相談所



会員

結婚相談所



会員

結婚相談所



会員

結婚相談所は、

- 複数の結婚相談所連盟に加盟すること
- 多くの会員を有する結婚相談所が加盟する結婚相談所連盟に加盟することで、お見合いを多く組むことが可能

違反被疑行為の概要

【お見合い制限】

TMS連盟、NNR、JMNを退会
してくれないと、IBJメンバーズ、サンマリエ、ZWEIの会員とのお見合いを組めませんよ。

IBJ連盟 (IBJ)

TMS連盟 (TMS)

JMN
(日本成婚ネット)

NNR (日本仲人連盟)

多くの会員がいる結婚相談所とお見合いが組めなくなると、**会員のお見合いの機会が減ってしまうからTMS連盟を退会しない**といけなかな…。

【エリアページからの情報削除】

TMS連盟、NNR、JMNを退会してくれないと、当社のエリアページから結婚相談所の情報を削除しますよ。

エリアページに結婚相談所の情報を掲載してもらえないと、**新規会員を獲得する機会が減ってしまうからNNRを退会しない**といけなかな…。

TMS、日本仲人連盟又は日本成婚ネットが結婚相談所との取引から排除される又はこれらの結婚相談所連盟と結婚相談所との取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じ得る

確約計画（排除措置計画）の概要

① 違反被疑行為を取りやめること

② ①・④を取締役会において決議

③ ①・②について通知・周知

④ 同様の行為を行わないこと

⑤ コンプライアンス体制の整備

⑥ ①～⑤の履行状況の報告



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

東京インテリア家具



- 「東京インテリア家具」と称する店舗等を国内で展開
- 全国の家具小売市場における売上高が上位

違反被疑行為

従業員等の派遣の要請

新規開店又は改装開店における商品の搬入、陳列等の要請



新店協賛金の提供の要請

オープン協賛金等の名目による金銭の提供の要請



地震被害補填協賛金の提供の要請

地震により毀損等した商品の損失補填のための金銭の提供の要請



通知

(公正取引委員会)

納入業者



- 東京インテリア家具に対する取引依存度が大きい
- 東京インテリア家具の店舗数の多さ等から売上高の増加等が期待できる
- 他の事業者との取引拡大等により東京インテリア家具との取引と同等の売上高の確保が困難

東京インテリア家具が確約計画を作成

- ①違反被疑行為を取りやめていることの確認等
- ②納入業者への通知・従業員への周知徹底
- ③納入業者への返金（金銭的価値の回復）
- ④違反被疑行為と同様の行為を行わないこと
- ⑤コンプライアンス体制の整備
- ⑥履行状況の報告

申請
(東京インテリア家具)

公正取引委員会の認定

確約計画の認定

措置内容の十分性

- ・近時の独占禁止法第19条（優越的地位の濫用）違反事案の措置内容を全て含む
- ・金銭的価値の回復措置
(約120社に総額約1億6600万円の返金)
 - ➡納入業者にとっては違反被疑行為により被った不利益に係る被害救済の効果
 - ➡違反被疑行為の再発防止につながる

措置実施の確実性

- ・コンプライアンス体制の整備
- ・措置の内容ごとに実施期限を設定
- ・措置の履行状況の報告を実施



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

(参考) 確約手続を適用した事件一覧

No.	件名	行為類型
1	楽天株式会社に対する件	拘束条件付取引
2	日本メジフィジックス株式会社に対する件	私的独占、取引妨害
3	クーパービジョン・ジャパン株式会社に対する件	拘束条件付取引
4	ゲンキー株式会社に対する件	優越的地位の濫用
5	アマゾンジャパン合同会社に対する件	優越的地位の濫用
6	株式会社シードに対する件	拘束条件付取引
7	ビー・エム・ダブリュ株式会社に対する件	優越的地位の濫用
8	日本アルコン株式会社に対する件	拘束条件付取引
9	Booking. Com B. V. に対する件	拘束条件付取引
10	アメアスポーツジャパン株式会社及びウイルソン・スポーツ・グッズ・カンパニーに対する件	取引妨害
11	株式会社一蘭に対する件	再販売価格維持
12	エクスペディア・ロジック・パートナー・サービシーズ・サールに対する件	拘束条件付取引
13	株式会社サイネックス及び株式会社スマートバリューに対する件	取引妨害
14	株式会社ダイコクに対する件	優越的地位の濫用
15	福岡有明海漁業協同組合連合会に対する件	排他条件付取引、拘束条件付取引
16	TOHOシネマズ株式会社に対する件	拘束条件付取引
17	株式会社IBJに対する件	拘束条件付取引
18	株式会社東京インテリア家具に対する件	優越的地位の濫用
19	Google LLCに対する件	私的独占、その他の取引拒絶、取引妨害



1. 確約措置の履行期間

これまで、すべての事案について、確約措置の履行期間は3年間。
今後、事案の実態を踏まえながらも、**原則として少なくとも5年間以上**の履行期間を想定。

(参考)「確約手続に関する対応方針」(3) 確約措置 イ 確約措置の典型例;

「・・措置実施の確実性を満たすために、確約措置の内容ごとに実施期限を設定する必要がある」

2. 確約措置の履行確保

これまで、確約措置全体の履行について、基本的に当該事業者が自ら履行し、それを公取委に報告するという形。今後、**外部専門家による監視**を積極的に活用。

(参考)「確約手続に関する対応方針」(3) 確約措置 イ(キ) 履行状況の報告;

「・・確約措置の履行状況について、被通知事業者又は被通知事業者が履行状況の監視等を委託した独立した第三者(公正取引委員会が認める者に限る。)が公正取引委員会に対して報告することは、措置実施の確実性を満たすために必要な措置の一つである」

3. 公取委による履行状況の確認

市場への影響、社会的影響などの大きな事案などについて特に必要があると判断される場合、公取委自ら、独占禁止法第68条(3項:確約計画認定後、措置が講じられているかどうかを確かめるために必要な強制処分規定)に基づく同法第47条の調査権限の規定を適用し、**直接の関係者のみならず、取引先事業者や競合他社などに対しても、履行状況の確認などを行う**ことで、その措置の確実な履行確保を図る。



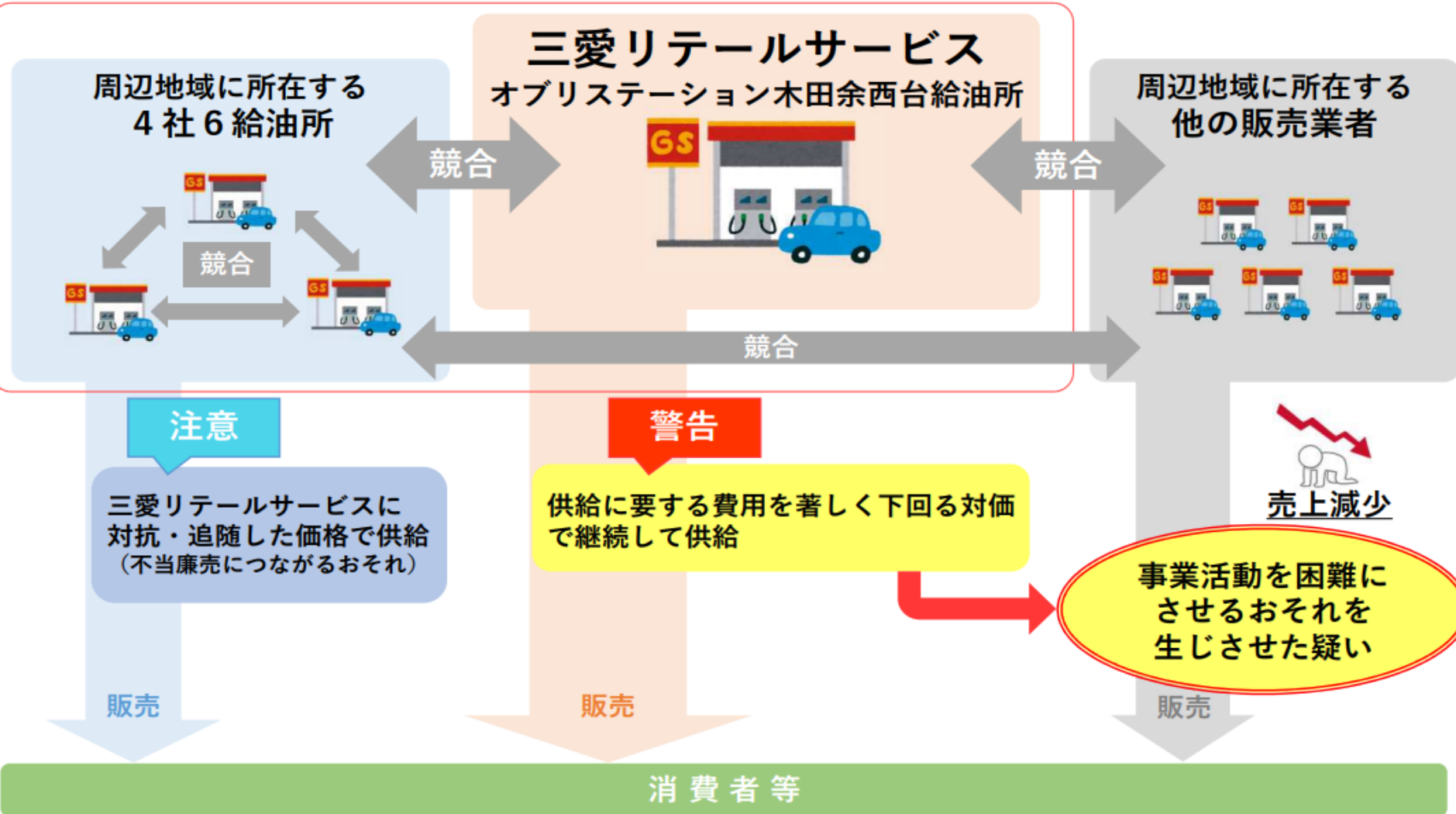
警告 3件

違反被疑行為	件 名	概 要
不当廉売	三愛リテールサービス㈱について (令和5年5月)	三愛リテールサービス㈱は、茨城県土浦市に所在する給油所において、令和5年1月31日から同年3月7日までの36日間、レギュラーガソリンについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いがある。
価格カルテル	中部電力ミライズ㈱及び東邦瓦斯㈱に対する件 【家庭用の都市ガス等及びFIT制度による電気の買取期間満了後の電気の買取】 (令和6年3月)	中部電力2社（中部電力㈱及び中部電力ミライズ㈱）及び東邦瓦斯㈱は、①家庭用の都市ガス及び電気の小売供給に係る料金について話し合いを行い、その際、中部電力が東邦瓦斯に対して中部電力の料金より値下げしないことを求め、②FIT制度※による電気の買取期間満了後の電気の買取価格について話し合いを行い、その際、中部電力が東邦瓦斯に対して中部電力の買取価格よりも大幅に上回るものにしないことを求めて、同各分野における競争を実質的に制限していた疑いがある。 ※1 中部電力ミライズは、令和2年4月1日に、中部電力から吸収分割により都市ガス及び電気の小売供給を行う事業を承継した者であり、中部電力は、同日以降、同事業を営んでいない。 ※2 再生可能エネルギーを用いて発電された電気を一定の期間及び価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける制度。
受注調整	中部電力ミライズ㈱及び㈱シーエナジーに対する件 【LNGの供給】 (令和6年3月)	中部電力2社（中部電力㈱及び中部電力ミライズ㈱）及び㈱シーエナジー並びに東邦瓦斯㈱は、愛知県、岐阜県及び三重県に所在する需要家向けのLNGの供給において受注調整を行って同分野における競争を実質的に制限していた疑いがある。 ※ 中部電力ミライズは、令和2年4月1日に、中部電力から吸収分割により都市ガス及び電気の小売供給を行う事業を承継した者であり、中部電力は、同日以降、同事業を営んでいない。



茨城県土浦市において給油所を運営する石油製品小売業者に対する警告等について

茨城県土浦市において給油所を運営する事業者（レギュラーガソリンを販売）



(参考) 不当廉売への取組

- 酒類、石油製品、家電製品等の小売業に係る申告は、原則2か月以内に処理する方針
- 不当廉売につながるおそれがある事案に対し注意

(単位: 件)

年度	R元	R2	R3	R4	R5
酒類	63	9	29	37	29
石油製品	162	115	206	151	233
家電製品	2	0	1	0	0
その他	8	12	8	4	55
合計	235	136	244	192	317

- 繰り返し注意を受けた事業者に対する取組の強化(フォローアップ調査等)



中部電力ミライズ及び東邦瓦斯に対する警告（概要）

対象商品：家庭用都市ガス等
家庭用都市ガス料金
(電気のセット契約割引を含む)

対象商品：電気の買取り
FIT制度※による電気の買取期間
満了後の電気の買取価格

行為者

中部電力ミライズ、中部電力、東邦瓦斯

(注) 中部電力にあつては令和2年3月31日までの間、中部電力ミライズにあつては同年4月1日以降

背景

かねてから、家庭用都市ガス及び電気の小売供給について、役職員が面談し、互いの営業活動の方針、状況等に関する情報交換

警告対象行為の概要

○時期

平成28年10月頃以降

○話合いの内容

- ・東邦瓦斯が中部電力より先に家庭用都市ガス料金等を公表
- ・中部電力は東邦瓦斯に中部電力の料金より値下げしないことを求める



平成29年1月10日 公表 東邦瓦斯
平成29年1月30日 公表 中部電力（新規参入）

○平成29年4月1日 家庭用都市ガスの自由化

家庭用都市ガス料金等の低落の抑制

○時期

平成31年3月頃以降

○話合いの内容

- ・中部電力が東邦瓦斯よりも先に卒FIT価格を公表
- ・中部電力は東邦瓦斯に中部電力の卒FIT価格よりも大幅に上回るものにしないことを求める



平成31年4月24日 公表 中部電力
令和元年5月9日 公表 東邦瓦斯（新規参入）

○令和元年11月 FIT制度による電気の買取期間満了

卒FIT価格の上昇を抑制

※再生可能エネルギーを用いて発電された電気を、一定の期間及び価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける制度



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

中部電力ミライズ及びシーエナジーに対する警告（概要）

対象商品：LNG（液化天然ガス）

LNGの供給（ローリー車により需要場所まで配送するもの）※

行為者

中部電力ミライズ、中部電力、シーエナジー、東邦瓦斯

（注）中部電力にあっては令和2年3月31日までの間、中部電力ミライズにあっては同年4月1日以降

背景

かねてから、LNGの供給について、互いの営業活動の方針、状況等に関する情報交換

警告対象行為の概要

○時期

遅くとも平成31年頃以降

○内容

愛知県、岐阜県及び三重県に所在する需要家向けのLNGの供給について、

- ・受注予定者を決定
- ・受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力することにより、受注予定者が受注できるようにしていた

※行為者以外にも複数の事業者が、愛知県、岐阜県及び三重県に所在する需要家向けのLNGを供給



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

- ・ **みずほ証券株式会社に対する注意について**

みずほ証券株式会社は、新規株式公開（IPO）における公開価格設定プロセスにおいて、新規上場会社に対し、独占禁止法第19条（同法第2条第9項第5号ハ（優越的地位の濫用））の規定の違反につながるおそれのある行為を行っていた。

（令和5年4月13日 注意）

- ・ **オーケー株式会社による納入業者に対する競合店対抗値下げ補填の要請への対応について**

公正取引委員会は、オーケー株式会社（以下「オーケー」という。）が、納入業者との価格交渉に当たり、納入業者に対し、競合店対抗値下げ補填の要請を行っているとの情報に接したことから、競合店対抗値下げ補填の事実やその運用等について、優越的地位の濫用の観点から問題がないか等の確認を行うため、オーケーに資料を求めるなどしたところ、オーケーから、自発的に競合店対抗値下げ補填を取りやめた旨の報告を受けたため、これ以上の対応を行わないこととした旨を公表した。

（令和5年8月10日 公表）

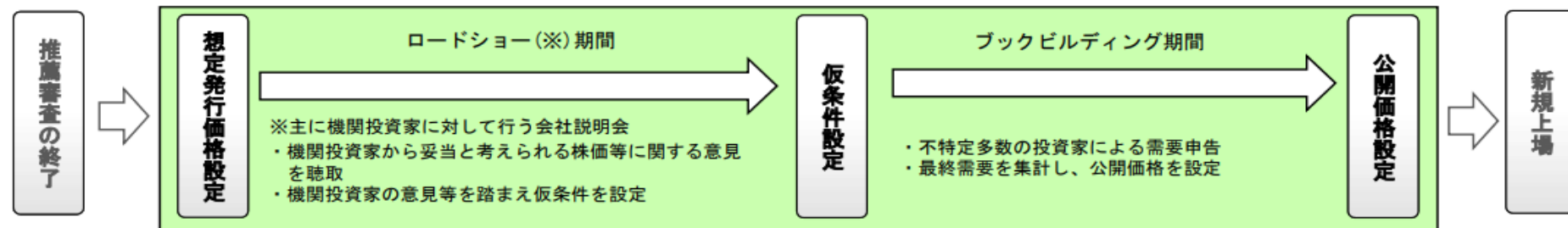
- ・ **株式会社ロジックに対する注意について**

株式会社ロジックは、競争事業者からの介護サービス事業で使用するソフトウェア間のシステム連携の要請に対して、システム連携の条件として競争事業者のソフトの販売の制限ととられかねない内容を提示するなど、独占禁止法第19条（不公正な取引方法第14項（競争者に対する取引妨害））の規定の違反につながるおそれのある行為を行っていた。

（令和5年12月20日 注意）



1 ブックビルディング方式による公開価格設定プロセス



2 違反につながるおそれのある行為の概要

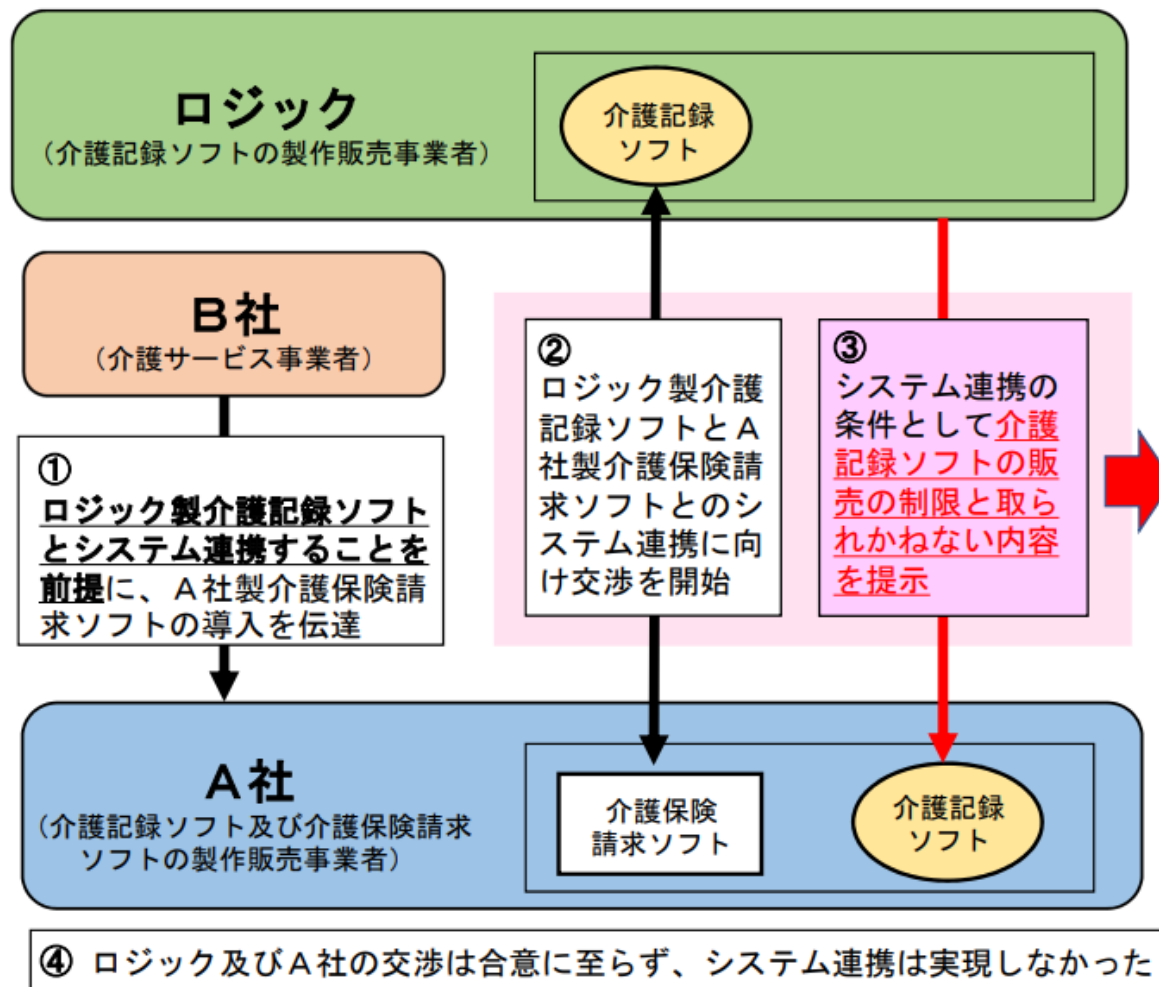


みずほ証券は、新規上場会社 A が主張した価格を下回る想定発行価格を設定し、同社に対し、当該価格を受け入れるよう要請した。

みずほ証券は、新規上場会社 B が主張した価格を下回る仮条件を設定し、同社に対し、当該仮条件を受け入れるよう要請した。

- ・新規上場会社 2 社は、みずほ証券の要請に応じ、2 社が主張した価格を下回る想定発行価格又は仮条件が設定され、当該想定発行価格に近い価格又は当該仮条件と同額の公開価格が設定された。
- ・そして、新規上場会社 2 社の新規株式公開案件における初値は、いずれも公開価格の倍以上となるなど、公開価格を大幅に上回った。
- ・新規上場会社 2 社は、自らが主張した想定発行価格又は仮条件に基づき設定されたであろう公開価格により新規株式公開ができていれば、より多くの資金を調達した可能性がある。

みずほ証券の行為は、直ちに独占禁止法違反と認められるものではなかったが、交渉力の強い主幹事により、公開価格が一方的に低く設定されることにつながり、新規上場会社に不当に不利益を与え、公正かつ自由な競争に影響を与えるおそれがあることから、今後、新規株式公開に関連する取引において、独占禁止法違反となるような行為を行うことのないよう注意した。



介護記録ソフトの製作販売事業者（以下「自社」という。）が、介護記録ソフトの販売も行っている介護保険請求ソフトの製作販売事業者（以下「他社」という。）とのシステム連携に向けた交渉において

ア 既に導入済みの自社の介護記録ソフトとシステム連携する介護保険請求ソフトの導入を検討している介護サービス事業者に介護保険請求ソフトを販売しようとする他社から、自社の介護記録ソフトとのシステム連携を求められた場合に

イ 当該他社の介護記録ソフトの販売を制限し得る条件を付してシステム連携を認めること

は、**介護記録ソフトの販売における公正かつ自由な競争に影響を与えるおそれがある。**

優越タスクフォースの取組状況

- 優越的地位の濫用に該当するおそれがあるとして67件の注意。令和5年度に優越タスクフォースにおいて注意を行った事案の平均処理期間は約39日(前年度は約60日)。

年度	R元	R2	R3	R4	R5
注意件数	29	47	46	55	67

優越タスクフォースが注意した主な事例

大規模小売業者による納入業者に対する要請

大規模小売業者(スーパー)は、納入業者に対し、棚卸作業のために従業員等の派遣を要請していた(あらかじめ派遣条件について合意することなく、かつ、派遣に伴う通常必要となる費用を負担していなかった。)

荷主による運送事業者に対する要請

荷主(合板製造業)は、運送業務を委託する物流事業者に対し、発注内容に含まれていない荷下ろし等を行わせていたにもかかわらず、当該作業に必要な費用を支払っていなかった。

インボイス制度の実施に関連した取引先に対する要請

農産物加工品の製造販売業者は、経過措置により仕入税額控除が認められているにもかかわらず、農家に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げると文書で伝えるなど一方的に通告していた。

(注) 免税業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相当額の8割、その後の3年間は同5割の控除ができることとされている。

急激なコスト上昇を受けた取引先の中小事業者からの価格転嫁要請への対応

織物卸売業者は、取引先の中小事業者からのコストの上昇による取引価格の引上げ要請に対して、一部の品目の引上げにしか応じない、交渉に応じず従来どおりに取引価格を据え置くなど、一方的に取引条件を設定している疑いがあった。



7. 「令和5年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引公正化に向けた取組」(令和6年6月5日)などを踏まえて

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jun/240605.html>



下請法の概要

1 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

2 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

- (1) 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成（プログラム作成に係るもの）・役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）

親事業者	下請事業者
資本金3億円超	資本金3億円以下（個人含む。）
資本金1千万円超3億円以下	資本金1千万円以下（個人含む。）

- (2) 情報成果物作成（プログラム作成に係るものを除く。）
・役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く。）

親事業者	下請事業者
資本金5千万円超	資本金5千万円以下（個人含む。）
資本金1千万円超5千万円以下	資本金1千万円以下（個人含む。）

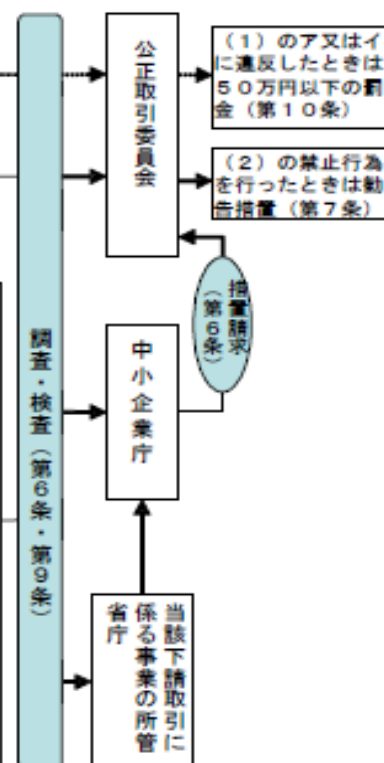
3 親事業者の義務及び禁止行為並びに勧告措置等

(1) 義務

- ア 書面の交付義務（第3条）
- イ 書類作成・保存義務（第5条）
- ウ 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- エ 遅延利息の支払義務（第4条の2）

(2) 禁止行為

- ア 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- イ 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- ウ 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- エ 返品禁止（第4条第1項第4号）
- オ 買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）
- カ 購入強制・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- キ 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- ケ 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- サ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）



○ 手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の従来の指導基準（繊維業90日、その他業種120日を超える手形は割引困難手形）の変更（令和6年4月30日）

- 今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案し、指導基準について、**業種を問わず60日に変更。**
- **令和6年11月1日以降**、親事業者が下請代金の支払手段として、**サイトが60日を超える長期の手形等を交付した場合**、「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるとして**指導。**

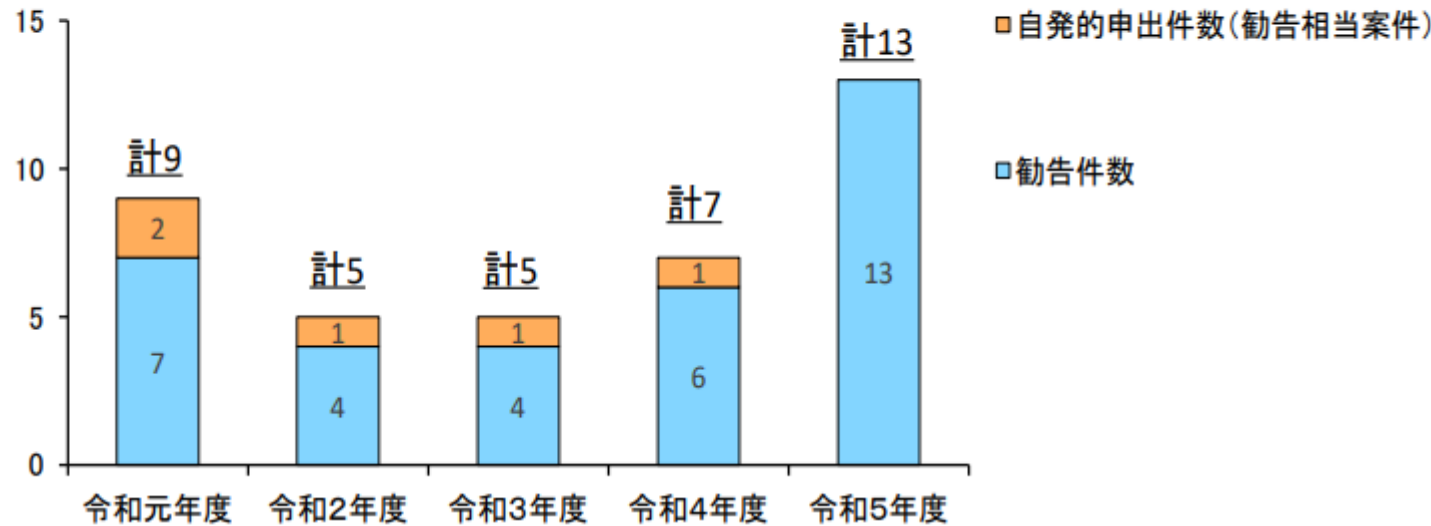


MOMO-O, MATSUO & NAMBA

- 1 令和5年度の勧告件数13件(直近10年度で最多)
- 2 ピラミッド状の下請構造を持つ自動車産業において、下請構造の頂点に位置する完成車メーカーによる減額事件については是正勧告を行うなど、サプライチェーン全体における価格転嫁が重要な政策目標となっている昨今において社会的に意義ある事件について積極的に対処

勧告件数及び自発的の申出件数（勧告相当案件）の推移

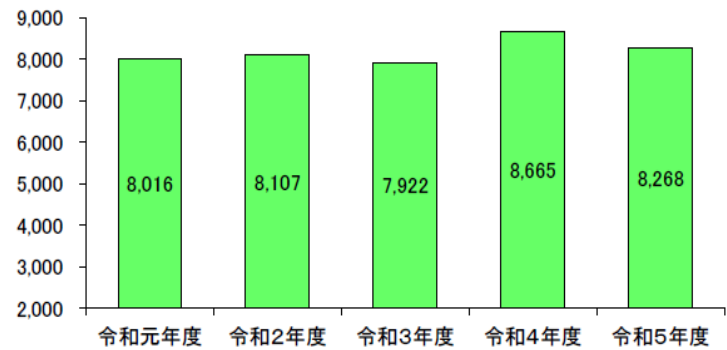
[単位：件]



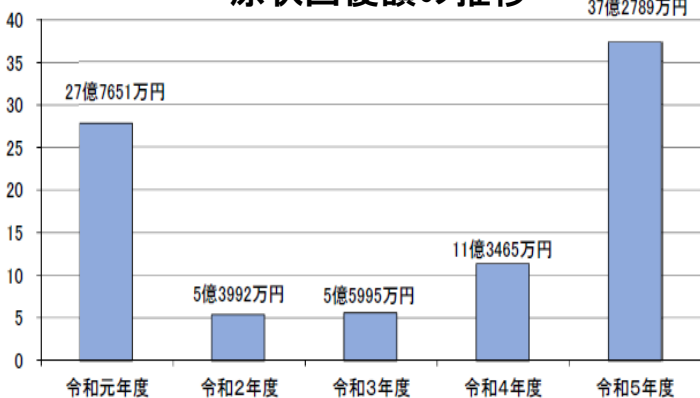
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
新規に受けた自発的な申出の件数	78件	24件	32件	23件	39件
処理した自発的な申出の件数	46件	58件	34件	20件	39件

指導件数の推移

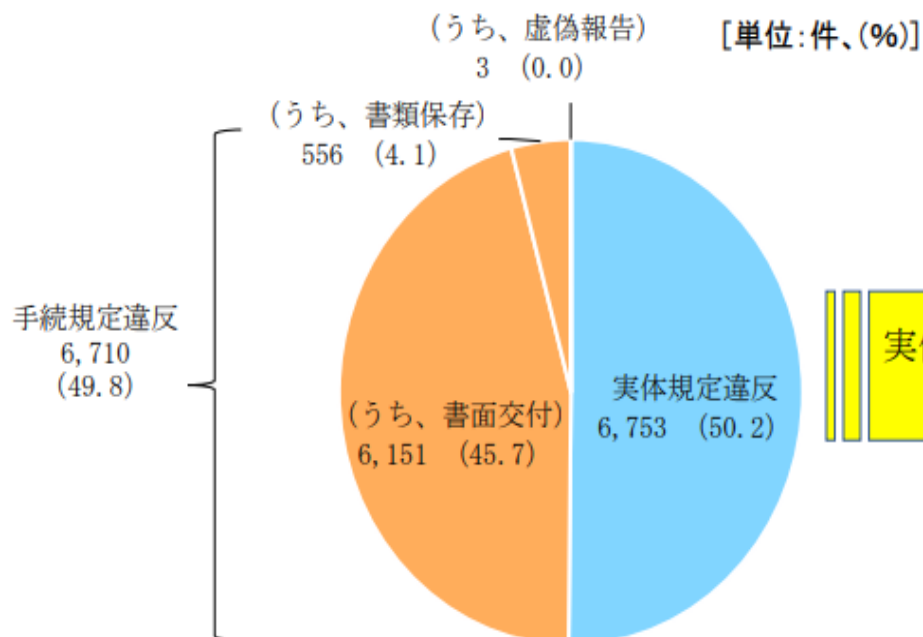
[単位：件]



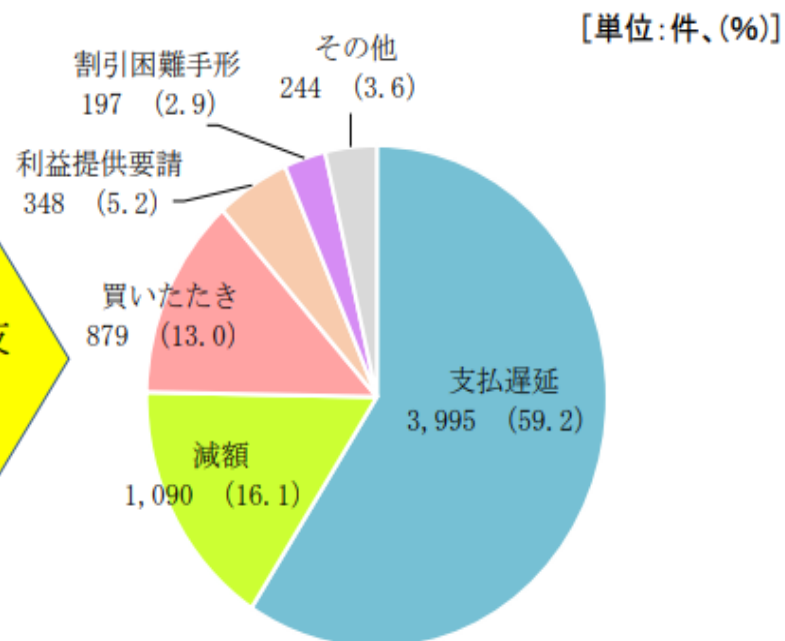
原状回復額の推移



類型別件数（13,463件）の内訳



実体規定違反件数（6,753件）の行為類型別内訳



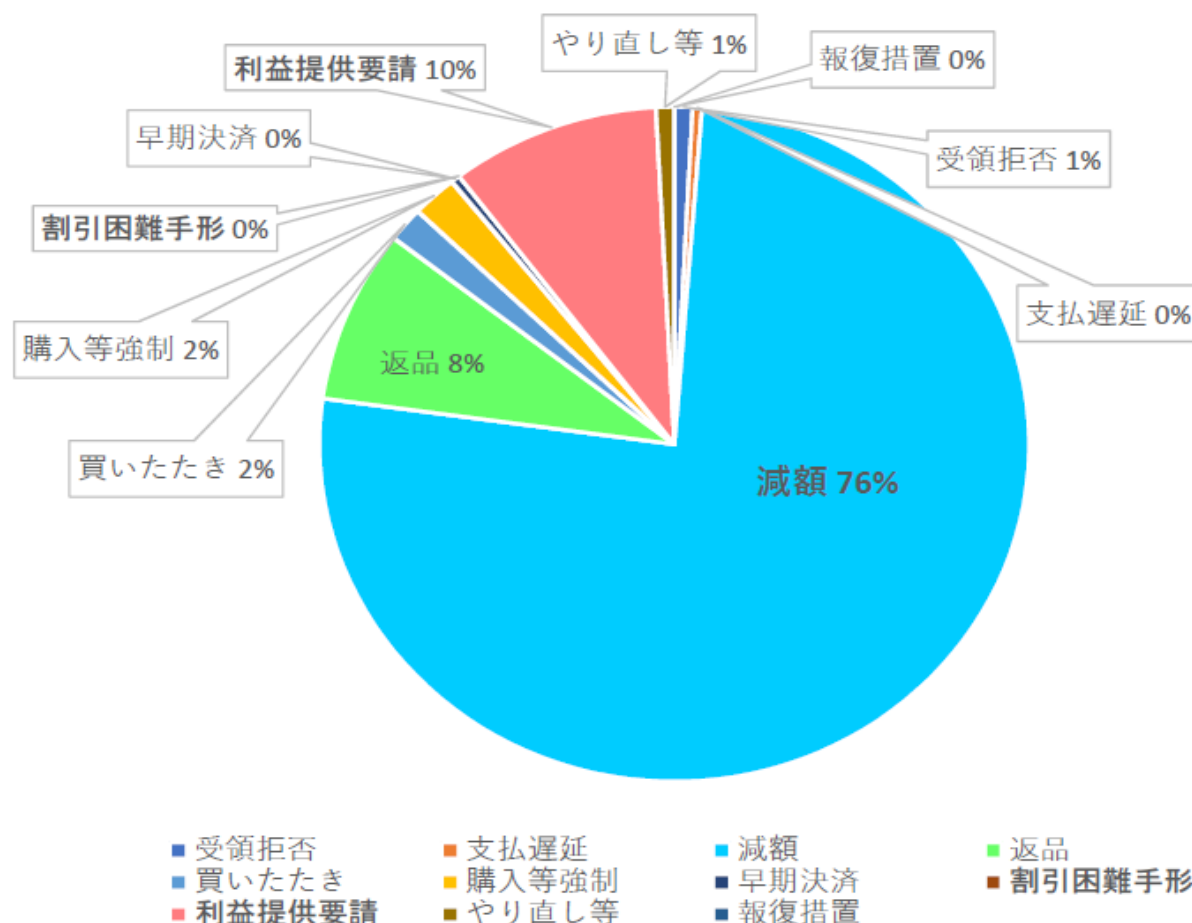
(注) () 内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。
1つの事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と、4頁の勧告・指導の合計件数とは一致しない。

(注) () 内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。



【参考】 勧告の違反行為類型別件数（平成16年度以降）

違反行為類型	件数
受領拒否	2
支払遅延	1
減額	183
返品	20
買ったたき	4
購入等強制	5
早期決済	1
割引困難手形	0
利益提供要請	23
やり直し等	2
報復措置	0
合 計	241



（注） 1つの事件において複数の違反行為類型について勧告を行っている場合があるため、件数は延べ件数である。



######

●下請取引の内容

ノジマは、下請事業者に対し、自社の店舗等で販売するノジマオリジナルの家電製品等の製造を委託。

●違反行為の概要

総額約7310万円を下請代金の額から減額(注)した。

(内訳)

- 拡売費：約5403万円(下請事業者1名)
- 物流協力金：約833万円(下請事業者2名)
- セールリベート：約575万円(下請事業者1名)
- キャッシュリベート：約474万円(下請事業者2名)
- オープンセール助成：約19万円(下請事業者1名)
- 発注手数料：約3万円(下請事業者1名)

※ノジマは、下請事業者に対し、減額した金額を支払済み。

●下請取引の内容

消費者等に販売する菓子等の製造委託



●違反行為の概要 ①減額、②返品 of 総額は約903万円

- ① 下請事業者66名に対し、下請代金の額から**約837万円**を減額した(注1)

(内訳) 春夏協賛：約330万円(下請事業者数33名)

秋冬協賛：約398万円(下請事業者数29名)

支払手数料(振込手数料の実費を超える額)：約38万円(下請事業者数66名)

特別値引き：約38万円(下請事業者数1名)

クレーム処理代：約34万円(下請事業者数43名)

- ② 商品を受領した後、下請事業者50名に対し、**約66万円**の商品を返品した(注2)

伊藤軒は、下請事業者に対し、減額及び返品した金額を支払済み(※)

(※) 伊藤軒は、下請事業者に対し、返品の際にその送料を負担させていたが、当該返品送料の額も支払済みである。

●下請取引の内容

(株)メタルテックは、下請事業者に対し、自動車製造業者等から製造を請け負う自動車部品の製造を委託。

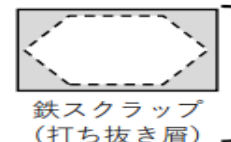
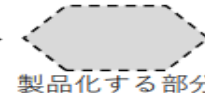
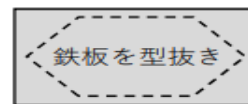
●違反行為の概要

くず
「屑費」として、

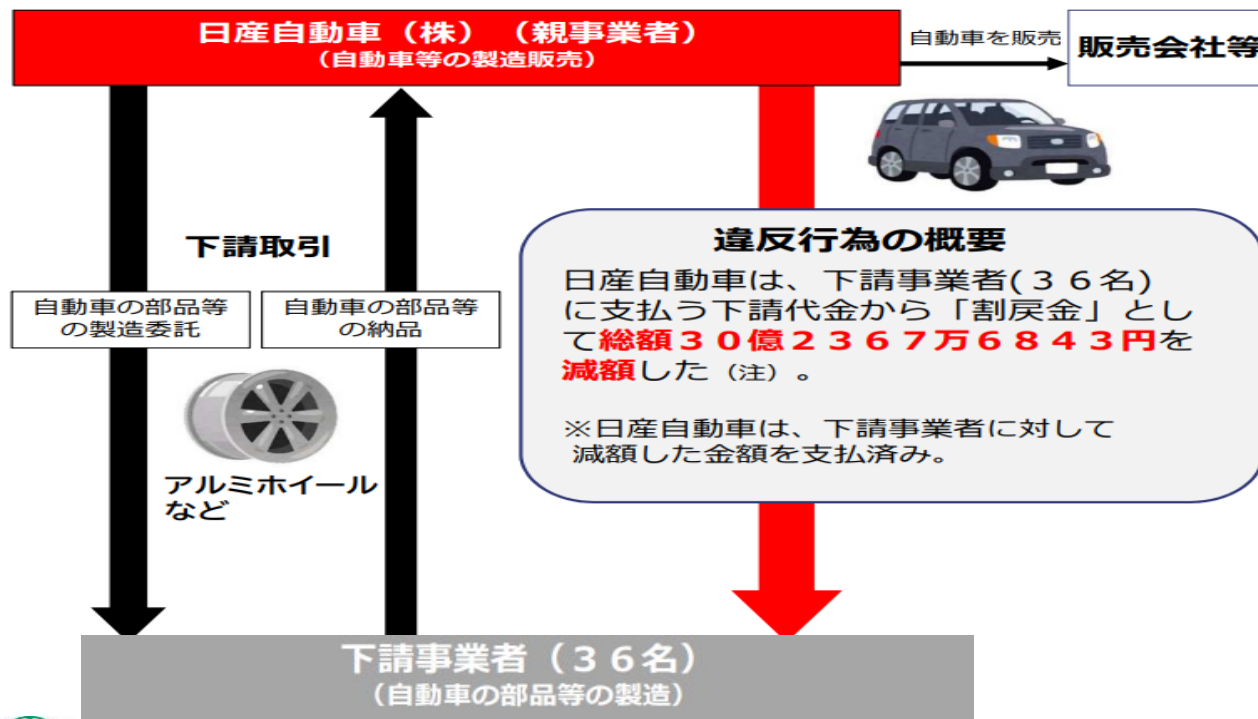
総額約 6 1 9 3 万円を

下請代金の額から減額した(注)。

(下請事業者の製造過程で生じる鉄スクラップの例)



下請事業者が鉄スクラップを売却すれば得られるであろう対価の一部を、「屑費」として減額





●下請取引の内容

消費者等に販売する食料品及びその原材料の製造委託

●違反行為の概要 ①減額、②返品は約3550万円

① 下請事業者20名に対し、下請代金の額から約3350万円を減額した(注1)

(内訳)

クーポンサポート※: 約2863万円(下請事業者数 6名)

(※商品販売時におけるプロモーション(値引き販売)の原資としていたもの。)

オープニングサポート※: 約487万円(下請事業者数19名)

(※新規開店に際して行うプロモーション(試食や値引き販売)の原資としていたもの。)

② 商品を受領した後、納品時の品質検査を行っていないにもかかわらず、瑕疵があることを理由として、下請事業者11名に対し、約200万円の商品を返品した(注2)

※コストコホールセールジャパンは、下請事業者に対し、減額及び返品した金額を支払済み

●下請取引の内容

消費者等に販売する「GRL」(グレイル)と称するブランドの婦人服等の製造委託



●違反行為の概要 下請代金の減額(注1)

① 下請代金の支払までの期間を短縮する代わりに「値引(1.5%)」と称して、下請代金の額から約1527万円を減額した。(下請事業者1名)

② 消化仕入(注2)を行っていたところ、下請代金の支払を保留した商品について下請代金を支払う際に、「値引き」として、下請代金の額から約6678万円を減額した。(下請事業者13名)

減額の総額は約8205万円

G i oは、下請事業者に対し、減額した金額を支払済み

不当な経済上の利益提供要請(金型)1

サンケン電気(株)(親事業者)

下請事業者(16名)

下請取引の内容

サンケン電気(株)が販売する又は製造を請け負うパワー半導体製品の部品又は附属品の製造(製造委託)



※金型イメージ図
(サンケン電気(株)提供)

違反行為の概要(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)

サンケン電気(株)は、下請事業者との取引に関して、自社が所有する金型を貸与していたところ、当該金型について、

- ①一部の下請事業者から長期間発注が無いこと等を理由として廃棄等の希望を伝えられていたにもかかわらず、又は
- ②サンケン電気(株)自身も次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、

なお下請事業者に無償で保管させ続けるとともに、金型の現状確認等の棚卸し作業を毎年2回行わせていた。

(下請事業者16名・金型386型)



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

勧告内容

サンケン電気(株)は、

- 今後、下請事業者に不当な経済上の利益の提供要請を行わないことを取締役会の決議により確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること

など

サンケン電気(株)は、下請事業者16名に対し、**金型保管サービス提供事業者【注】の価格例等を提示して見積書を徴収した上で**、無償で金型を保管させるとともに棚卸し作業を行わせたことによる費用に相当する額(1136万9160円)を支払っている。

【注】我が国における金型等の無償保管要請の問題が顕在化する中で、現在、金型の保管サービスを提供する事業者も存在する。

【参考】下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準 違反行為事例7-5(型・治具の無償保管要請)

- (1) 親事業者は、機械部品の製造を委託している下請事業者に対し、量産終了から一定期間が経過した後も金型、木型等の型を保管させているところ、当該下請事業者からの破棄申請に対して、「自社だけで判断することは困難」などの理由で長期にわたり明確な返答を行わず、保管・メンテナンスに要する費用を考慮せず、無償で金型、木型等の型を保管させた。
- (2) 親事業者は、自動車用部品の製造を委託している下請事業者に対し、自社が所有する金型、木型等の型・治具を貸与しているところ、当該自動車用部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型、木型等の型・治具を保管させた。



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

不当な経済上の利益提供要請(金型)2

サンデン(株) (親事業者)



下請事業者 (61名)

下請取引の内容

自動車空調システム及び自動車空調用コンプレッサーの部品若しくは附属品の製造委託

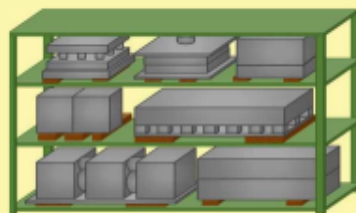


違反行為の概要(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)

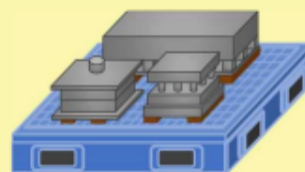
サンデン(株)は、下請事業者に対して自社が所有する金型等を貸与していたところ、遅くとも令和4年1月1日以降、当該金型等を用いて製造する部品又は附属品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者61名に対し、合計4,220型の金型等は無償で保管させていた。



※金型イメージ図



※金型保管のイメージ図



※サンデン(株)は、上記4,220型のうち、合計193型の金型等について、下請事業者5名に対し、保管費用相当額の一部を支払った。



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

勧告内容

サンデン(株)は、

- 下請事業者に無償で金型等を保管させたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
- 今後、下請事業者に不当な経済上の利益の提供要請を行わないことを取締役会で決議し確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること

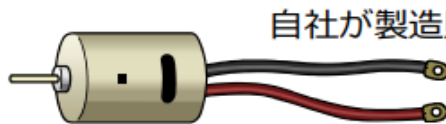
など



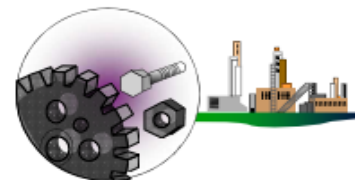
MOMO-O, MATSUO & NAMBA

不当な経済上の利益提供要請(金型)3

●下請取引の内容



自社が製造販売する産業用モータの部品の製造を委託



産業用モータの部品の製造を委託する際に、ニデックテクノモータ(株)等が所有する金型、木型、樹脂型、治具及び部品の製造設備(以下「金型等」という。)を貸与



●違反行為の概要(不当な経済上の利益の提供要請)

ニデックテクノモータ(株)は、下請事業者との取引に関して、自社等が所有する金型等を貸与していたところ、当該金型等について、次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、なお下請事業者に無償で保管させ続けるとともに、金型等の現状確認等の棚卸し作業を毎年2回行わせていた(下請事業者44名・金型等600個)。

※ ニデックテクノモータ(株)は、下請事業者44名に対し、金型保管サービス提供事業者の価格例等を提示して協議した上で、無償で金型等を保管させるとともに棚卸し作業を行わせたことによる費用に相当する額(1812万4480円)を支払っている。



公正取引委員会からの勧告の内容

- 今後、不当な経済上の利益の提供要請(※)を行わないことを取締役会の決議で確認すること
- 下請法の社内遵法管理体制を整備すること など

※【参考】下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準
違反行為事例7-5(型・治具の無償保管要請)

- (2) 親事業者は、自動車用部品の製造を委託している下請事業者に対し、自社が所有する金型、木型等の型・治具を貸与しているところ、当該自動車用部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型、木型等の型・治具を保管させた。



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

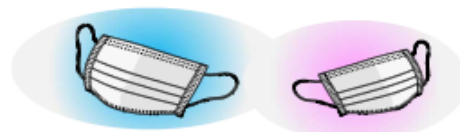
下請事業者(44名)
(産業用モータに用いられる部品の製造)

不当な給付内容変更及び不当なやり直し

王子ネピア(株) (親事業者)
(紙パルプ加工品等の製造販売)

● 下請取引の内容

王子ネピアが販売するマスクの製造を委託



● 違反行為の概要

本件下請事業者が、マスクの製造に必要な資材等を確保して納品の意思表示を行っているにもかかわらず、王子ネピアが、令和3年度分の**発注の一部を取り消すこと**により、本件下請事業者は、既に手配していた、

- ・ 資材の仕入代金
- ・ 資材の倉庫までの運送料
- ・ 資材の倉庫保管料
- ・ 資材の廃棄費用
- ・ 人件費

を、負担することとなった。

本件下請事業者が負担することとなった費用の総額は2622万円超

※王子ネピアは、本件下請事業者に対し、本件下請事業者の負担額に相当する額を支払済み。

本件下請事業者(1名)



公正取引委員会からの勧告の内容

- 以下の2点について、取締役会の決議により確認すること
 - ・ 本件下請事業者の給付の内容を変更させることにより、利益を不当に害していた行為は、下請法の規定に違反するものであること
 - ・ 今後、下請事業者に対し不当な給付内容の変更(注)を行わないこと
- 下請法の遵守体制を整備すること

など

(注) 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

下請法は、下請事業者に責任がないのに、費用を負担せずに、発注の取消しや内容変更、やり直しをさせることにより下請事業者の利益を不当に害する行為を禁止。



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

購入・利用強制



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

勧告内容

- 今後、自社が提供する貨物の運送を強制して利用させないことを取締役会の決議で確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること

など

購入・利用強制の禁止

(下請法第4条第1項第6号)

下請事業者が発注する物品や役務の内容の均一性を維持するためなどの正当な理由がないのに、親事業者が指定する物品、役務などを強制して購入、利用させることを禁止 (※2)

(※1) ダイオーロジスティクス(株)は、下請事業者2名に対し、自社が提供する運送業務を利用させることにより得ていた利益に相当する額を返還している。

(※2) 下請取引関係を利用して、事実上、購入又は利用を余儀なくさせている場合も含む。

運送先



【親事業者】

ダイオーロジスティクス(株)

中部支店

大王製紙グループ以外の荷主等から請け負う運送業務の売上げを拡大するため、

- ①支店長等が**目標金額を提示**
 - ②担当者が複数回の面談の場で**目標の達成状況を確認** など
- により自社の運送業務の利用を**要請**

ダイオーロジスティクス(株)に運送業務を**再委託**
(利用金額6995万円) (※1)

下請事業者2名に運送業務の利用を余儀なくさせた

下請事業者 (2名)



運送先

運送業務を発注

大王製紙グループ以外の荷主等

【荷主等】

大王製紙グループ

その他荷主・元請け物流事業者

運送業務を発注

下請取引

自社が請け負った運送業務を再委託

(株)ビックモーター及び(株)ビーエムハナテンに対する勧告等

- (1) 法定資料（発注書面、取引記録等）の不存在による下請事業者との取引内容の検証困難
 - (2) 代表取締役社長による業務用メッセージアプリのアカウント削除指示により、これを使用した社内指示や取引先との交渉記録の消失
 - (3) 店長等の下請取引の実情を知る従業員の大量退職
- 本件で調査したのは一部の店舗のみ

○ 勧告対象行為は以下。加えて、発注書面交付義務違反、書類作成・保存義務違反、報告命令違反、支払遅延、遅延利息不払いについて指導。

● 買ったとき (下請法第4条第1項第5号)



一方的な価格の引下げ

令和3年12月頃に、営業本部等の意向を踏まえて、中古自動車のコーティング加工の発注単価の引下げを要請し、従来単価から27.7パーセント引き下げた単価を設定した。

(下請事業者1名)

● 購入・利用強制 (下請法第4条第1項第6号)



車両の買取強制

令和4年8月頃に、幹部等による巡回指導（環境整備点検）の際に、車両のクリーニング作業中に車内に水をかけた下請事業者に対して、下請事業者が希望していない追加オプションを複数付けた上で、約100万円で購入させていた。

(下請事業7名)

● 利益の提供要請 (下請法第4条第2項第3号)



仕上げ小屋（注）等の清掃、雑草除去作業等の無償要請

環境整備点検の前に、店舗の仕上げ小屋の床や側溝の掃除、雑草の除去、展示車両のタイヤへのワックスがけなどを下請事業者が無償で行わせていた。

(注)：下請事業者が作業を行うためのスペースとして、店舗に設置されているものをいう。

(下請事業5名)



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

当事務所における 近時の対応案件/中心的に対応している弁護士 等

独占禁止法関連

- 国内外の行政・刑事違反事件調査対応、不服申立て対応、関連する自主的社内調査対応（課徴金減免申請、司法取引等の手続対応を含む）、事後的な法令遵守の維持向上のための措置・活動対応
- M&A・業務提携等に関する分析検討、企業結合規制手続対応
- 流通戦略、知財戦略等に基づく取引先との契約交渉、締結・履行等に際しての分析検討
- 他事業者による違反事案対応（公正取引委員会に対する申告、民事提訴等）

セミナー開催／社内研修講師

M&Aにおける対象会社の独占禁止法リスクの検証

コーポレート法務関連

- 有事対応に関する事後検証（再発防止策、役員責任等）
- コンプライアンス体制・内部統制システム整備
- 適時開示対応

特殊な事業分野の独占禁止法適用除外

契約法務関連

- 不公正な取引方法、下請法対応

広告審査

- 景表法対応

パートナー



向 宣明

MUKAI, Nobuaki

国内外のカルテル事案や流通戦略に基づく取引行為・その他事業活動に対する独占禁止法違反（行政・刑事）の嫌疑の調査／国内外の事業提携や企業結合審査案件／第三者委員会の委員就任など、有事対応への事後検証や再発防止体制の立案策定／同法違反に起因する民事責任を巡る係争対応等。2016年2月～17年3月：公正取引委員会「独占禁止法研究会」会員（裁量型課徴金制度を含む課徴金制度の在り方について）／19年7月～競争法フォーラム常務理事・事務局長／20年9月～日本弁護士連合会司法制度調査会・商事経済部会副部長（独禁法関連担当）



森口 倫

MORIGUCHI, Rin

弁護士登録以来、談合・カルテル事件について、リニエンシー・取消訴訟等を常に手掛けるほか、企業結合・事業提携に関する業務も取り扱う。談合・カルテル等の企業不祥事を含む事件処理や役員責任に関する相談も数多く経験している。金融庁への出向経験を有しており、企業開示や取引所関連の相談にも対応する。
2009年4月～10年9月：金融庁総務企画局市場課専門官
第一東京弁護士会総合法律研究所会計・監査制度研究部会副部長、同金融商品取引法研究部会員



杉本 亘雄

SUGIMOTO, Nobuo

弁護士登録以降、数多くの国内外の企業に対して、談合・カルテル調査、国内外の企業結合審査、流通・販売政策や業務提携、知的財産権のライセンスに関する助言等を行っている。プラントエンジニアリング、製薬、医療機器といった取引分野に精通し、コーポレートガバナンスや人事政策に関する相談にも常時対応している。国内金融機関法務部や公共設備エンジニアリング企業法務部への出向経験も有する。



小林 崇

KOBAYASHI, Takashi

1998年4月～2005年3月ソニー株式会社勤務（法務部、知的財産渉外部他）
競争法フォーラム会員、第一東京弁護士会総合法律研究所独禁法研究部会員、同知的所有権法部会員 国内外の数多くのカルテル・談合事案に携わり、主にリニエンシーを含む当局対応や民事賠償対応を手掛ける。クロスボーダーの企業結合や不公正な取引方法に関する案件の他、景表法、下請法等に関する案件についても日常的にアドバイスを行っている。

アドバイザー



南部 利之

NAMBU, Toshiyuki

1982年4月公正取引委員会事務局入局／2019年7月審査局長を最後に公正取引委員会事務局退官の後、同年12月桃尾・松尾・難波法律事務所入所／04年4月～07年6月官房国際課長として、また11年8月～16年6月官房審議官（国際担当）として海外競争当局等とのバイ・マルチの業務を統括／11年1月～8月審査局犯則審査部長として犯則事件を統括／02年7月～04年4月取引部消費者取引課長として景品表示法行政を担当



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

カウンセラー



石川 由佳子

ISHIKAWA, Yukako

国内金融機関法務部、公共設備エンジニアリング事業者法務部、海外ファッションブランド事業者法務部への出向経験がある。第一東京弁護士会総合法律研究所独禁法研究部会員。
国内外カルテル事案のほか、契約法務に関連して、不公正な取引方法に関するアドバイスや下請法、景表法等に関する相談にも様々対応している。

アソシエイト



田中 翔

TANAKA, Sho

競争法フォーラム会員
国内外のカルテル・談合に関するリニエンシー申請、民事賠償対応等に携わる。デジタル・プラットフォーム分野を含む独禁法に関する相談や、景表法・下請法に関する相談にも日常的に対応している。刑事専門事務所に在籍した経歴があり、経済事件を含む刑事事件に関する豊富な経験を有する。



橘川 裕樹

KIKKAWA, Hiroki

第二東京弁護士会経済法研究会会員
外資系法律事務所在籍時より、国内外の企業結合事案やカルテル・談合事案に従事。労働法案件を数多く手掛け、従業員による企業不祥事事案において助言を行うほか、日常的に、景表法や下請法等に関する助言も行っている。

ご清聴ありがとうございました

桃尾・松尾・難波法律事務所 弁護士 向 宣明
(独占禁止法プラクティスグループ・リーダー)

ニューヨーク州弁護士登録
一橋大学大学院法学研究科客員教授(独占禁止法)
立命館大学法科大学院講師(独占禁止法)
競争法フォーラム常務理事・事務局長

〒102-0083
東京都千代田区麹町4丁目1番地
麹町ダイヤモンドビル
電 話 03-3288-2080
ファクシミリ 03-3288-2081